

第2章 災害予防計画

第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

第1項 市防災会議運用計画

第2項 市災害対策本部組織計画

第1項 市防災会議運用計画

1. 市防災会議運用計画【 資料編*1 参照 】

(1) 基本方針

市防災会議は、基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、防災計画の作成、及びその実施を推進するほか、市長の咨問に応じて市の地域に係る防災に関する事項を審議する。同様に、筑紫野市防災会議条例（平成18年3月31日 条例第20号）に基づくものとする。

(2) 組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 1) 会 長：筑紫野市長
- 2) 委 員：筑紫野市防災会議条例 第3条に規定するもの
 - ア. 法第2条第4項に規定する指定地方行政機関の職員
 - イ. 福岡県の知事の部内の職員
 - ウ. 福岡県筑紫野警察署の警察官
 - エ. 市長が市の職員のうちから指名する者
 - オ. 教育長
 - カ. 筑紫野太宰府消防組合消防本部消防長及び筑紫野市消防団長
 - キ. 法第2条第5項に規定する指定公共機関または同条第6項に規定する指定地方公共機関の職員
 - ク. 市長が自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから指名する者
 - ケ. 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者委員の定数は、25人以内とする。

(3) 所掌事務

- 1) 筑紫野市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2) 市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること。
- 3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4) 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

*1 ● 資料 2.1.1 「筑紫野市防災会議条例」

第2項 市災害対策本部組織計画

1. 市災害対策本部の概要【 資料編*2 参照 】

市災害対策本部は、筑紫野市災害対策本部条例（昭和39年3月18日 条例第7号）に基づき、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に筑紫野市長がこれを設置する。

市災害対策本部は本部長、副本部長のもとに部長、そのもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

市災害対策本部は市長を本部長とし、副本部長を副市長・教育長、部長による本部員で構成され、各班に連絡員を定め、総務班、広報班、避難所班、環境班、災害救助班、建設班、上下水道班の7班を配備する。

※ 令和7年4月現在の組織名称

具体的な組織計画については、第3章 第1節「災害対策本部及び災害警戒本部組織計画」に記載する。

また機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、市災害対策本部の組織構成は、庁内防災マニュアルにて見直しを図り、防災事業運営に支障のないように即時対応する。

*2 ● 資料 3.1.1 「筑紫野市災害対策本部条例」

第2節 治水治山計画

第1項 河川対策

第2項 ダム・ため池対策

第3項 治山対策

《 基本方針 》

浸水等の主な原因は、下水管の流下能力不足、下水の逆流、河川の越水の三つである。近年、地表面への雨水の浸透量の減少によって、汚水と雨水の合流した多量の下水が流入し、河川が急激に増水、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

本市においても道路の舗装や宅地化により、降雨水はほとんど一時に集中して河川に流出し、下流の思わぬ箇所で浸水、溢水を招くことが予想される。特に、改修の進んでいない流域や大きな新興住宅地から流出する水路等では、その危険性がより高いものと考えられる。したがって、今後とも被害状況の把握と災害記録の蓄積を図り、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努めるとともに、主要河川及び小河川の浚渫や護岸改修、水路、公共下水道の整備等により水害発生防止に努める。

最近では、短時間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨等による被害が多く発生し、新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の老朽等その状況の把握と点検をはじめ、点検結果に基づき老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に、老朽点検や整備を推進する。

さらに、危険なため池等については改修補強を強力に推進し、災害発生防止と民生の安定を図る必要がある。

また、ダム・雨水調整池については、平常時より堰、堤防、排水施設等について維持管理を徹底して行い、豪雨時の災害を未然に防止するものとする。

第1項 河川対策

《 現況/課題 》 【 資料編*1*2 参照 】

本市の河川は、宝満川及び御笠川を主として一級河川9河川、二級河川2河川、普通河川39河川が市域を流下し、ため池は65箇所が農業用に利用されている。特に、御笠川支流の高尾川は小規模な河川であるものの周囲には住宅の密集化が進み、周辺地区では従来から豪雨時に浸水等の被害が多発しているところもある。

現在、市営河川については、適宜に浚渫作業を行い、河川改修についても現地調査及び地元陳情に基づき随時施工し、災害の発生防止に努めている。また、浸水が多い高尾川（県営河川）については、根本的改修が必要なため、橋梁の掛け替え等を含めて県に要請を行っている。

また、水防上重要と考えられる県指定重要水防区域は5箇所、市管理の8箇所が指定されている。県土整備事務所所管区域は、総延長9,800mでその区域は主に、御笠川支流高尾川の本町地区等に指定され、河川洗掘や溢水等の危険が予想されている。このうち鷲田川、高尾川、宝満川、山口川の4箇所については市の重要水防の指定河川となっている。また、県の災害危険河川には、宝珠川、山中川、高尾川、山家川、宝満川、山口川、曾根田川の7箇所が指定されている。

その他、河川には堤防護岸、堰、落差工等の河川構造物が築造され、治水に大きな役割を果たしているが、宝満川と山家川の河川合流部に位置する地区では、護岸の未整備等の箇所もみられる。

《 計画目標 》

1. 河川の改修、整備計画

- (1) 主要河川の改修については、県事業として計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。
- (2) 開発の進行が著しい地区の河川改修を積極的に進める。
- (3) 宅地開発等の進行にともなう雨水流出量の増加を考慮した、主要河川及び小河川の浚渫や護岸改修、水路、公共下水道の整備等の改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- (4) 護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実を図る。
- (5) 道路側溝の整備及び機能維持点検及び無計画な土砂採取禁止等、災害誘発の未然防止に努める。
- (6) 開発による降雨時の河川出水量の増大、洪水による被害が増大するおそれがあるため、管内中小河川の河積の拡大、流路整正、堤防護岸の修築及び雨水流出抑制対策の検討を行い洪水による被害を防止する必要がある。
- (7) 河川の水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した整備計画を推進する。
- (8) 開発による降雨時の河川出水量の増大、河川周辺の住宅密集化により、洪水による被害が増大するおそれがある高尾川の河積の拡大、水位計の設置他市営河川の流路整正、橋梁の修築を行って洪水による被害を防止する。
- (9) 高度の都市化が進展する高尾川の環境に配慮し、保全すべき宝満川や山口川については、河川水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した住民の憩い・レジャーゾーンとして整備計画を推進する。

*1 ● 資料 1.4.2 「災害危険河川」

*2 ● 資料 1.4.3 「重要水防箇所」

第2項 ダム・ため池対策

《 現況/課題 》 【 資料編*3 参照 】

本市に存在するダム施設は、平等寺地区の水呑ダム（貯水量；85,000m³）と山口地区に山神ダム（貯水量；2,980,000m³）及び山口調整池（貯水量；4,000,000m³）が整備されており、その利用目的は上水道用水等となっている。

本市には、大小の農業用ため池が65箇所あり、山家8区地区の本谷池（貯水量；25,500m³）等かんがい用水を目的に整備されている。主に背振山東斜面の山麓部に多く分布しており、貯水量は、天拝坂区の水石谷池が78,600m³、次いで隈地区の隈新池の69,000m³、塔原地区の大門池の50,000m³の順となっている。これらのため池の下流域には低平地が広がり農地や住宅地として利用されている。

これらのため池は、築造された年代が不明、老朽化の有無も不明なものがあり、今後、その点検調査を実施していく必要がある。

《 計画目標 》

1. ダム・ため池・調整池整備、改修計画

- (1) 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。
- (2) 点検結果に基づき、必要があれば詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を検討する。
- (3) 毎年、出水期前には、ダム・ため池等の点検パトロールの実施に努める。
- (4) ダム管理主任技術者・ため池管理者は、あらかじめ監視員、連絡員を定めて異常気象に注意し、水位変動を監視して河川管理者等と状況により協議し、必要な措置をとる。

第3項 治山対策

《 現況/課題 》

市域の森林の現況については、林野面積4,333haうち人工林2,952ha（2020年農林業センサス）となっている。

《 計画目標 》

1. 治山対策

- (1) 市は、関係営林署（国有林）と連絡を密にし、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な保育施業実施に努めるとともに、計画的造林実施に努める。
- (2) 急傾斜地・地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。
- (3) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

*3 ● 資料 1.4.4 「農業用ため池」

第3節 土砂災害防止計画

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策

第2項 土石流災害対策

第3項 山地災害対策

第4項 土砂災害防止法の措置

《 基本方針 》

本市は、比較的風化しやすい地質からなる山地や丘陵が多いという地形・地質的な要因と、生活の変化に伴う開発行為等の社会条件による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、従来より土砂災害を引き起こし、民家や公共施設に甚大な被害をもたらす危険性が高く、想定される災害としては最も要注意の災害である。

そのため、これまでも砂防堰堤・治山堰堤や流路工等の整備、擁壁やのり面工の整備といった砂防・治山・急傾斜地崩壊防止事業等が県により逐次進められてきた。しかし、山麓部での宅地開発の進行や、農林業従事者数の減少等による山林の荒廃のため、土砂災害発生の危険性は必ずしも減少しているとは言い難いのが実状である。

したがって、今後も本市で発生が予想される危険性のより高い「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、市は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。ただし、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。

特に、住民が、自身の災害環境を理解できるよう、ハザードマップ等を作成配布し、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。さらには、コミュニティセンター、生涯学習センター、小・中学校、公園空地等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実を図るものとする。

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策

《 現況 》 【 資料編*1*2*3*4 参照 】

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等が対象となる斜面）が57箇所あり、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1戸以上5戸未満の人家が対象となる斜面）が59箇所、合計116箇所が存在している。このうち、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰには人工斜

*1 ● 資料1.4.5「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」

*2 ● 資料1.4.6「急傾斜地崩壊危険箇所（市）」

*3 ● 資料1.4.7「急傾斜地崩壊防止区域一覧」

*4 ● 資料1.4.11「地すべり防止危険箇所一覧」

面5箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱには人工斜面2箇所が含まれている。保全対象である人家戸数は824戸、公共施設は公民館等9戸が対象となっている。このうち京町地区と本町地区の2か所は、昭和54年と平成5年に急傾斜地崩壊危険区域（県指定）の指定を受け、京町の1箇所は対策工事が施されている。また、昭和49年には宮田地区で小規模であるが崖災害が発生している。

市の指定する急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所あり、そのうち3箇所は県調査と重複する。これら危険箇所は、人口が集中する市街化区域内（及びDID地区内）で、二日市北小学校及び二日市中学校の周辺に集中している。

また、地すべり危険箇所が2箇所、いずれも宝満川水系の柚須原・香園地区に存在する。保全対象である総人家戸数は44戸、公共施設は県道市道、危険箇所の総面積は約84.9haとなっている。この内の1箇所は、昭和47年に災害発生し、昭和48年に地すべり防止区域（県指定；面積は11.4ha）の指定を受け、対策工事も着手されている。

《 計画目標 》

1. 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 未指定箇所等危険箇所の実態調査

- 1) 斜面崩壊や地すべり発生の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- 2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- 3) 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等のカルテや台帳を作成する。

(2) 排水対策、崖面・地すべり面対策等の実施

必要に応じて次の排水対策や崖面・地すべり面対策等を実施する。

- 1) 地表水が崖面・地すべり面と反対側に流下するよう排水溝を設置し、または既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を実施する。
- 2) 崖地や台地端部の大きな樹木を伐採する。
- 3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート及びコンクリート等で整備補強する。
- 4) 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。

(3) 点検パトロールの実施

市は、警察署等と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

特に、雨量については、自主的な観測体制をとるために、各危険区域毎に簡易雨量計の整備を国、県に要望していく。

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するため、適切な対策を講じる。

(4) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

- (5) 防災情報の周知及び情報の伝達体制の確立
住民が安全な避難を行えるよう、地域防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所を掲載し、管内図にその位置を掲載する等、関係住民に周知するとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。
- (6) 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備
土砂災害に対応した避難所の指定と整備を行う。具体的には、コミュニティーセンター、小・中学校、公園空地等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実を図る。
避難路・避難所の整備等については本章第14節「避難地等整備計画」に準ずる。
- (7) 自主防災組織の育成
本章第17節「自主防災組織整備計画」に準ずる。
- (8) 住宅移転事業内容
崖地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、崖地近接移転建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

2. 地すべり防止対策

- (1) 地すべり面対策等の実施
必要に応じて次のような抑制工や抑止工対策を実施する。
- 1) 地すべりの発生における最大の誘因である地下水状況の変化を抑えるために、地表水や地下水の排除を促す排水対策として抑制工を実施する。
 - 2) 発生している地すべりを抑えるために、くい工、シャフト工、アンカー工、擁壁工等の抑止工法を用いてその抑止を図る。
 - 3) 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。
- (2) 警戒・避難体制の整備
- (3) 過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

第2項 土石流災害対策

《 現況 》 【 資料編*5 参照 】

本市には、土石流危険溪流Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等に流入する溪流）が50溪流あり、土石流危険溪流Ⅱ（人家1戸以上5戸未満に流入する溪流）が26溪流、合計76溪流となっている。その内訳は以下の状況である。

本市は、風化しやすい地質地域であるということもあって土石流の発生し易い状況にある。このことは、土石流性の地形や堆積物が多く見られること、また、過去に土石流災害が繰り返し発生していることにも示されている。

- ① 山家川水系の下西山地区で昭和28, 29, 30年の毎年災害発生
- ② 山家川水系の上西山地区で昭和7, 28, 48年に災害発生
- ③ 山口川水系の堂仲地区で昭和28年6月25～29日に災害発生
- ④ 山口川水系の仲屋敷地区で昭和42年8月に災害発生

*5 ● 資料1.4.8「土石流危険溪流一覧」

このうち、①の下西山地区では対策工事が着手され、治山ダムが整備されている。

しかし、防災上必要となる堰堤が整備されていない溪流がほとんどであり、治山・砂防事業を推進していくことが望まれる。

また、この他の危険溪流以外の箇所についても配慮する必要がある。各河川水系の上流端や谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地、あるいはなまこ形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域では、特に、注意が必要である。現在での土石流危険溪流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致する箇所にあたるが、土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられる。

《 計画目標 》

1. 土石流災害防止対策

(1) 危険溪流の実態調査及び県指定の促進

- 1) 危険溪流について、保全対象の有無、多少にかかわらず、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。
- 2) 危険性の高い未指定溪流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 都市防災のための治山事業の推進

本章本節第3項「山地災害対策」に準ずる。

(3) 砂防事業の推進

県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

(4) 災害予防対策の実施

- 1) 土石流危険溪流に指定されている溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- 2) 過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、近隣の通行規制基準としての雨量、研究機関の成果等を参考にして、土石流警戒・避難基準雨量を協議、設定するための調査の実施を検討する。
- 3) 既設工作物の点検を実施し、亀裂や洗堀部に対し早急に補修を実施する。

(5) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、道路の通行規制の基準雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

(6) 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図る。

1) 土石流災害の特性

2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- エ. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ. 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

- 3) 災害時の心得
 - ア. 気象予報・警報等の聴取方法
 - イ. 避難の時期、方法、場所
 - ウ. 飲料水、非常食糧の準備
- (7) 情報収集及び伝達体制の整備

市は、日頃から過去の災害事例や県の調査成果等を基に、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておくものとする。
- 1) 情報の伝達
 - ア. 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努めるものとする。
 - イ. 市及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその可動に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意するものとする。
 - ウ. 市は、関係住民に対する予報・警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮するものとする。
- (8) 避難路・避難所の指定、誘導と収容体制の整備

本章第14節「避難地等整備計画」に準ずる。

第3項 山地災害対策

《 現況 》 【 資料編*6 参照 】

本市には、国及び県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区(民有林)が49箇所、崩壊土砂流出危険地区(民有林が52箇所、国有林が3箇所)55箇所の合計104箇所となっている。これらの危険箇所は、山腹崩壊危険地区が山口・山家・阿志岐・平等寺等の地区、崩壊土砂流出危険地区が袖須原・山口・山家・大石・平等寺地区等の山地部民有林に集中している。

《 計画目標 》

1. 山地災害防止対策

- (1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を把握することに努め、必要に応じ山地災害を防止するため、関係機関と協力して適切な対策を講じる。
- (2) 治山事業の推進
 - 1) 崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。
 - 2) 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。
 - 3) 保安林整備・保健保安林整備・生活環境保安林整備の充実に努めるとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。
 - 4) 危険地区に対する災害防止工事の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。

*6 ● 資料1.4.13 「山地災害危険地区一覧」

第4項 土砂災害防止法の措置

《 計画目標 》

1. 土砂災害防止法の措置

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号 以下「土砂災害防止法」という。）」が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととする。

（1）市の措置

市は土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備を行う。

基礎調査の実施（県）

土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。



基礎調査結果の住民への説明（県、市）



土砂災害警戒区域等の指定（県）

基礎調査に基づき、市から意見聴取のうえ、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。



警戒避難体制の整備（市）

指定された警戒区域等について、市は住民へその内容を周知するとともに地域防災計画への掲載を行い、警戒避難体制の整備を行う。

第4節 火災予防計画

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

第2項 火災危険区域等の防火対策

第3項 防火管理体制の強化対策

第4項 予防指導・査察計画

《 基本方針 》

本市には、大規模な住宅団地が数多く位置する一方、旧市街地では家屋が密集し、消防活動に支障をきたすような地区も残っている。また、生活の変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行なえるよう、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 消防力、消防設備の整備強化
- (2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- (3) 林野火災の防止
- (4) 防火管理体制の強化
- (5) 予防、査察制度の活用

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

《 現況/課題 》 【資料編 *1*2*3*4*5参照】

本市の消防体制は、消防組織法に基づき、常備消防機関として消防本部及び消防署と非常備消防機関として消防団の2機関を設置している。

消防機構、消防施設・設備及び消防水利の現況を資料編に示す。

本市の消防力や消防施設等については、以下のような問題点を抱えている。

(1) 出火の履歴

本市において過去10年の出火状況を整理してみると、過去10年間（H14～H23）で307件、内建物火災150件で全体の48.8%を占めている。平均件数は30.7件と推移している。

*1 ● 資料2.4.1 「筑紫野太宰府消防組合消防機構図」

*2 ● 資料2.4.2 「筑紫野太宰府消防組合消防機構図（消防隊編成表）」

*3 ● 資料2.4.3 「消防団の消防ポンプの配置状況」

*4 ● 資料2.4.4 「現有消防自動車」

*5 ● 資料2.4.5 「消防用資機材等現有状況」

(2) 消防力及び水利施設の状況

1) 消防機構

ア. 都市化の進展に伴う市街地の拡大や道路網の関係上、消火・救助作業に支障をきたしている箇所が見られる。

イ. 消防団員の減少と消防団員の高齢化が進みつつある。

2) 消防水利施設

ア. 防火水槽については、毎年1基を新規築造しているものの、充足率が国の所要基準に比べて低い。特に、家屋の密集した旧市街地での整備率が低くなっている。

イ. 消火栓については、給水区域が市街地に限られるため、市内に配置の偏りが見られる。

3) 消防機械

ア. 中高層建築物火災や特殊火災等の特殊な消防需要に対応できるはしご付き消防自動車、化学消防自動車、救助工作車が不足している。

イ. 小型ポンプ等の格納用地が地元負担のため、用地確保は困難な状況にある。

《 計画目標 》

1. 消防力の整備、強化対策

(1) 消防団の強化

1) 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。

2) 招集伝達網を通じての招集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

3) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

ア. 消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備拡充

イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ

ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望

エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

4) 消防団と自主防災組織と連携した訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引的存在である消防団員や消防団OBは、その立場を生かした消防訓練を指導する。

(2) 消防設備の整備

1) 年次計画により消防機械の整備、更新を行っていくとともに、機械の新鋭、効率化を図る。

2) 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、はしご付消防自動車及び消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車の整備を推進する。

3) 林野火災に対処できる機械、設備の整備を推進する。

4) 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

5) 消防施設等の保全

市は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立に期する。

6) 地域の核づくり

コミュニティ（小学校区）単位で地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの充実を図る。

(3) 消防水利施設の整備

- 1) 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、池）とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- 2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利を年次計画により整備していく。
 - ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
 - イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - ウ. 防火水槽や耐震性貯水槽の充実
今後、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、ビルの保有水の活用や確保をより一層推進していく。
 - エ. 消防水利の不足、道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
 - オ. 避難道路周辺等の防護
避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(4) 火災予防活動の強化

- 1) 消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実、強化を図る。
- 2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、避難訓練を通して、住民の防火意識の高揚を図る。
- 3) 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- 4) 消防機関の予防査察、講習会等を通じ、防火管理、消防設備の維持、防火、避難誘導訓練の徹底を図る。
- 5) 文化財施設における防火体制を強化するため、今後も自衛消防組織の編成を推進するとともに、文化財保護思想の向上のため住民への啓発等を行う。
- 6) 市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び相互に応援するように務める。
- 7) 車両火災予防の推進
消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。
- 8) 火災予防運動の推進
以下の事項について火災予防運動を推進する。
 - ア. 春秋火災予防運動の普及啓蒙
 - イ. 報道機関による防災思想の普及
 - ウ. 講習会、講演会等による一般啓蒙
 - エ. 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の育成

第2項 火災危険区域等の防火対策

《 現/課題 》

火災危険区域については、一般災害対策編 第1章 第4節「火災危険区域」として記述している通りである。火災危険区域は、いわゆる市街地で木造家屋が密集しているとともに、消防車の進入が困難な狭い道が多いこと等、総合的評価で選定されていくとともに、建築物が密集する用途地域（準住居、近隣商業、商業）では火災の危険を防ぐため、準防火地域として指定されている。

《 計画目標 》

1. 危険地域火災予防対策

(1) 防火対策

- 1) 火災危険区域を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- 2) 火災危険区域における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について検討する。また、建築物の不燃化を検討する。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防本部よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 4) 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- 5) 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実するとともに、自衛消防組織の編成を今後も推進する。
- 8) 二日市地区を中心とした市街地再開発等の面的整備を行う際に、防火・防災緑地の確保等、災害対策の万全化に努める。

(2) 住民への啓発

- 1) 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。
- 2) 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。
- 3) 初期消火の徹底
地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を指導する。
- 4) 住宅における火災の発生を未然また、早期に感知・報告するために、住宅用防災機器の設置を早期に推進する。住宅用防災機器の市内普及率は約80%で、うち1戸建58%である。（平成24年5月現在）

2. 特殊火災予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物である。

(2) 計画目標

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、あわせて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用の履行を図り、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

3. 車両火災予防対策

一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

第3項 防火管理体制の強化対策

《 現況/課題 》

消防本部は、火災に対処できるように消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、消防体制の強化を図り防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意についての指導を行っている。

《 計画目標 》

1. 防火管理体制の強化対策

防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- (1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習を開催する等により、その資質の向上を図るようにする。
- (2) 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。
- (3) 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- (4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

2. 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の運用

消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を制定し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

第4項 予防指導・査察計画

《 現況/課題 》

消防本部は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施し、また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

《 計画目標 》

1. 予防指導、査察計画

(1) 立ち入り検査

市及び消防本部は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立ち入り検査を実施し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。

(2) 定期予防査察

公共建物、工場、その他公衆の出入りする場所は、年1回以上必要に応じて予防査察を行う。

(3) 危険物予防査察

危険物施設の立ち入り検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

(4) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(5) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行う。

(6) 火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に実施する。

2. 消防業務計画の見直し

市長は、火災の予防に関する事項、火災以外の防ぎよ、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の検討を推進する。

第5節 都市防災計画

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1項 | 土地利用計画 |
| 第2項 | 土地区画整理・市街地再開発事業計画 |
| 第3項 | 公園・緑地整備計画 |
| 第4項 | 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策 |

《 基本方針 》

市は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

- (1) 土地利用計画による防災
- (2) 土地区画整理事業や市街地再開発事業による防災
- (3) 公園・緑地整備による防災
- (4) 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災

第1項 土地利用計画

《 現況/課題 》

本市は、大規模な宅地開発による人口増加と市街地化が進み、国土利用計画とあわせた用途地域等の微調整により、土地利用の将来的方向性と適切な土地利用による環境づくりを行ってきた。しかし、法規制の網に掛からない、いわゆる「白地」地域において宅地を主体とする開発が行われており今後の進展状況によっては既成市街地との連携道路、生活用水、水路、排水路、交通の問題点等、防災施設や都市生活関連施設の不備から生じる多くの問題を引き起こすことが懸念される。

《 計画目標 》

1. 土地利用計画

土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

- (1) 市の国土利用計画に沿った都市計画、その他関連事業を推進する。
- (2) 市街化区域・市街化調整区域の見直し、その他関連事業等については、国・県の採択基準等に基づき、市の国土利用計画に沿って関連機関と十分な調整に努めながら推進する。
- (3) 用途地域の再検討にあたって、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重し、市全域を広域的にと

らえた住環境の保全という観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発と都市化を防止する。

- (4) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。したがって、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定に努め、効果的な土地利用を図り、市勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- (5) 地区（小学校区）単位ごとに望ましい土地利用のあり方を検討し、住環境整備のための具体的な指針とするとともに、開発に対する規制や指導を行っていく。
- (6) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。

第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

《 計画目標 》

1. 市街地再開発事業計画

現在、多くの既成市街地には木造、低層建築物が密集しており、都市機能の低下をきたし火災等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与える状況にある。

このため、市は市街地再開発事業の推進を図り、土地の合理的利用の増進と災害の発生を防止する。

(1) 市街地再開発

最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、住宅の不足等の事態が深刻化しており、これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

(2) 都市災害の防止

既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う際、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止に努める。

(3) 住民との合意形成

都市計画マスタープラン等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、JR二日市駅一帯について歴史性や限界性を持った中心市街地として市街地再開発事業を促進する。なお、土地区画整理事業については、宅地の利用増進と公共施設の整備促進等を目的としていることから、人口の増加や市街化の進展状況等を勘案して検討する。

第3項 公園・緑地整備計画

《 現況/課題 》

本市で管理している公園は街区公園 66 箇所、地区公園 1 箇所、近隣公園 6 箇所、総合公園 1 箇所、児童公園 21 箇所、幼児公園 86 箇所、特殊公園 2 箇所、その他公園 13 箇所の 196 箇所を整備しており、合計面積は 960,682 m²である。街区公園については、現在ほぼ充足しているが身近なポケットパーク等の小公園の整備も必要な状況にある。

本市は史跡と豊かな自然環境に恵まれ、これらの自然や緑を守ることは、景観の問題のみならず災害を防ぐという意味でも極めて重要なことである。本市では現在、緑化推進事業等の活用により、自然保護の重要性についての住民の理解と意識の高揚を図っている。

《 計画目標 》

1. 公園・緑地の整備【資料編*1 参照】

住民の休息・散歩・鑑賞・遊技・運動等のレクリエーションの場として、また、防災・避難の場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園を整備し、公園・史跡・自然地による緑のネットワークを確立する。

- (1) 宝満山、天拝山一帯の歴史自然公園については、県の事業計画の推進を促し協力するとともに、業務委託等により積極的に維持管理及び清掃に努める。
- (2) 規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。さらに、1人あたりの面積を都市公園法の目標に近づくよう努め、特に、公園等が無い行政区については、年次計画をもって用地の確保に努める。
- (3) 自然環境の保全を進める対策の検討を行う。
- (4) 市政だよりやパンフレットにより、自然環境保護や緑化推進について住民意識の高揚を図る。
- (5) 小規模林地開発や、土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。
- (6) 生垣設置補助金制度の見直しを行い、ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進する。また、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の実施を検討する。
- (7) 天拝山歴史自然公園、竜岩自然の家周辺、山神ダム周辺、鉄道駅周辺部等について、住民の活動拠点としての積極的な土地利用を図る。
- (8) 緑化の推進
緑の基本計画等の策定により緑地整備計画と併せ、緑化推進条例の制定や緑化基金制度の創設を図り、住民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進に努める。
- (9) 公園・緑地の確保
公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難地として整備拡充を行う。
 - 1) 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。
 - 2) 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。
- (10) 延焼遮断帯
 - 1) 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

*1 ● 資料2.5.1「公園」

- 2) 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策

《 現況/課題 》

本市では開発行為に関して、都市計画法における開発許可制度や筑紫野市開発行為等整備要綱で規制、指導を行い、無秩序な開発行為の抑制に努めている。

令和3年に「第四次筑紫野市国土利用計画」を策定し、全市的な土地利用の将来的方向性と適切な土地利用に向けての環境づくりを行っているが、法規制の網に掛からない、いわゆる「白地」地域において宅地を主体とする開発が行われており、現行法規制等が必ずしも有効に機能していない状況も見られる。

一方、市街地については家屋の密集が進み、また、道路も狭いところが多くなっている。特に、旧来からの市街地である二日市地区は火災危険地区の一部として選定されている。したがって、これらの地域においては、都市計画にのっとった地域全体での防災強化が必要である。

《 計画目標 》

1. 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策

- (1) 無秩序なミニ開発(1,000 m²未満)を防止し、住環境の整備を図るため、開発行為にともなう関連公共施設の整備に関する「筑紫野市開発行為等整備要綱」の運用とあわせて、環境基本条例の制定(平成9年度制定)により、指導を一層強化しながら、ミニ開発行為を事前にチェックできるような対策を講じていく。
- (2) 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を促進する。
- (3) 効果的な土地利用を促進するため、地域地区指定の実施を検討する。
- (4) 市街地の不燃化防止方法として延焼のおそれのある部分については、各種防災対策の実施を検討する。

第6節 建築物及び文化財等災害予防計画

第1項 一般建築物等災害予防対策

第2項 公共施設等災害予防対策

第3項 教育施設等災害予防対策

第4項 文化財災害予防対策

《 基本方針 》

本市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

これらに通う児童・生徒等を災害から守ることは、文教・福祉都市としての大きな責務である。また、公共施設等を防災の観点から整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

これらの観点から、建築物災害予防については以下の検討を行う。

- (1) 一般建築物災害予防対策
- (2) 公共施設災害予防対策
- (3) 教育施設等災害予防対策

また、本市は、多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、平素から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。このため、これら文化財及び文教施設の災害予防について、以下の検討を行う。

- (1) 防災管理体制の整備
- (2) 防災施設の整備、拡充
- (3) 火気の使用制限、火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

第1項 一般建築物等災害予防対策

《 現況/課題 》

市街地において建築物は密集しており、高層化、大型化されたものも多く、その用途や設備も多様化している等、災害発生時には被害が拡大することが予想される。

一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの、防災性については不明である。

《 計画目標 》

1. 一般建築物対策

(1) 建築物の不燃化対策

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

(2) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物防災診断の実施を推進する。

2. 建築物等に対する指導

老朽建築物について構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である、または衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の指導を要請する。

3. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

4. 既存建築物の耐震性の向上の促進

(1) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の整備を図る。

(2) その他の建造物

ブロック塀等の倒壊、えんとつの折損等の防止について、指導し安全確保を図る。

5. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）及び台風期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

6. ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓蒙、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う。安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

第2項 公共施設等災害予防対策

《 現況/課題 》

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響は非常に大きい。このため、市は公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備の点検、設備の充実を計画的に整備する必要がある。

《 計画目標 》

1. 公共施設災害予防計画

(1) 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

(2) 耐震診断

市は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を図る。

(3) 既存建築物の耐震性の向上の促進

1) 庁舎等

- ア. 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。
- イ. 既存の木造建物の不燃堅ろう化を検討する。

2) 公営住宅

老朽化した住宅について、防災、土地の高度利用及び生活環境改善のための公営住宅再生マスタープランに基づき、建替事業の推進に努める。

(4) 防災管理体制の確立

1) 防火管理者の設置

2) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

3) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する

4) 防災施設、設備の整備

- ア. 耐火、耐震化の促進
- イ. 消火器、消火栓、警報装置等の整備
- ウ. 防災施設、設備の点検整備

(5) 避難所と公共施設の建築

庁舎、コミュニティセンター等多人数を収容し得る公共建築物にあつては、災害時に有効なコミュニティ施設となり得るよう推進する。

(6) 夜間の防火安全対策

夜間における防火管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位に行う。

(7) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関、その他の協力団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

第3項 教育施設等災害予防対策

《 現況/課題 》

教育施設等は、人員収容能力が大きくかつオープンスペースを有しており、特に、防災上重要である。市内には小学校 11 校・中学校 5 校のほか、生涯学習施設等がある。ただし老朽化が進んでいる施設もあり老朽化が著しい施設については改善が必要となっている。

《 計画目標 》

1. 教育施設等災害予防対策

教育施設等の安全性を調査し、調査結果によっては必要な箇所の補強を図る。また、耐震性が確保されておらず、耐震補強を行っていない施設については、早急な耐震診断を行い必要に応じて補強を図る。なお、小学校 11 校・中学校 5 校及び山家幼稚園については、平成 24 年度に耐震化が完了する。

2. 防災意識の向上

通学区域や行政区域等のコミュニティレベルで避難訓練や情報伝達等の防災活動を通じて、防災意識の向上に努める。

第4項 文化財災害予防対策

《 現況/課題 》【資料編*1 参照】

市内の文化財等の現況は、国指定 7、国登録 1、県指定 6、市指定 28 の 42 箇所が指定等されているほか、数多くの史跡等が分布する。市及び消防機関は、これらの文化財を管理する施設や団体等に対して、防火施設整備・拡充を指導するとともに、毎年文化財防火デーの関連事業として消防演習を実施している。

《 計画目標 》

1. 文化財災害予防計画

市は、文化財を災害から保護する防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。また、国、県の指定する文化財については、必要に応じて要請を行う。

(1) 文化財の指定

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚と文化財への指定の促進を図るとともに、国・県の指定する文化財については、防災設備の整備を必要に応じて要請する。

(2) 文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 防災管理体制の確立

火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 2) 自主防災組織の編成
- 3) 倒壊時の防止対策及び落下物による破損防止対策
- 4) 古墳、遺跡等の点検整備

*1 ● 資料2.6.1「文化財等現況」

- 5) 避難体制の確立
 - ア. 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成
 - イ. 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ. 避難訓練の実施
- 6) 防火管理体制の整備
 - ア. 火気の使用制限
 - イ. 火災発生箇所の早期発見
 - ウ. 出火危険箇所の警戒
 - エ. 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - オ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
 - カ. 指定物件周辺の火気禁止地帯の設定
- 7) 防災施設、設備の整備
 - ア. 消火設備の整備促進
 - イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ. ドレンチャー、スプリンクラー等の取付工事
 - エ. 電灯線、消火栓等の点検整備
 - オ. 指定物周辺の火気禁止地帯の設定
 - カ. その他の設備

第7節 中高層建築物災害予防計画

第1項 中高層建築物災害予防計画

《 基本方針 》

高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

《 現況/課題 》

市内における高層建築物の現況は以下のとおりである。

令和6年12月31日現在

区分	中層建築物								高層建築物		棟数
	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階以上	合計
筑紫野市	464	206	101	45	47	43	19	22	16	41	1004

筑紫野太宰府消防組合消防本部 消防年報 R6

第1項 中高層建築物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 高層建築物

(1) 対象施設

高層建築物*1とは、高さが31m（11階以上）を超える建築物をいう（消防法第8条の2）。

1) 災害予防対策

市は、消防機関、警察等と連携して中高層建築物等における災害を未然に防止するように努める。

2) 消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

ア. 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

a. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

- ⑦ 収容人員の管理
 - ⑧ 非常用進入口の確保
 - ⑨ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
 - ⑩ その他防災上必要な事項
- b. 常用通信設備の整備充実
施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。
- c. 管理者の責務
利用者に対し、平素から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。
- イ. 査察の強化
消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。
- ウ. ガス事業者との連携強化
ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。
- エ. 消防施設の整備、充実
中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。
- a. はしご車または、屈折はしご車
 - b. 照明電源車
 - c. 救助用資機材
- 3) 警察
中高層建築物等の災害の特殊性にかんがみ、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。
- 4) 筑紫ガス株式会社
中高層建築物等には、次の安全設備の普及促進を図る。
- ア. 緊急時には操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
 - イ. ガスメーターは、異常時自動遮断機能を有する、ガス漏れ警報設備を取り付ける。

第8節 公益事業等施設災害予防計画

第1項 電気施設災害予防対策

第2項 ガス施設災害予防対策

第3項 通信施設災害予防対策

《 基本方針 》

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講じるものとする。

第1項 電気施設災害予防対策

《 現況/課題 》

電気施設の防災については、九州電力株式会社において平常時から保安規程等の関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

《 計画目標 》

1. 電気施設災害予防対策

大規模地震や台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努めるよう、以下のような予防対策を市は要請する。

2. 防災体制

本店、本店直轄機関及び関係機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

3. 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

1) 送電設備

- ア. 架空電線路：土砂崩れ、洗堀等が起こるおそれのある箇所ルート変更、よう壁、石積み強化等を図る。
- イ. 地中電線路：ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を推進する。

2) 変電設備

浸水・冠水のおそれのある箇所は、機器のかさ上げ、建物床面のかさ上げ、防水扉の取付け、排水ポンプの設置等の防水対策を推進する。

3) 風害対策

「建築基準法」、「電気設備に関する技術基準」等による風水対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

- (2) 雷害対策
 - 1) 送電設備
 - 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。
 - また、気象通報等により雷害予知した場合は、系統切替え等により災害の防止と拡大防止に努める。
 - 2) 変電設備
 - 避雷器及び架空地線等の設置による雷被害防止対策を推進する。
 - 3) 配電設備
 - 襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。
- (3) 地震対策
 - 1) 送電設備
 - ア. 架空電線路
 - 地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計を検討する。
 - イ. 地中電線路
 - 輸送架台の耐震設計は、「電気設備技術指針」、「変電所における電気設備の耐震対策指針」に準じた地震力により検討する。
 - 2) 変電設備
 - 機器の耐震設計は、「電気技術指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき検討する。
 - 建物の耐震設計は、建築基準法に準拠して行う。
 - 3) 配電設備
 - 地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力荷よる荷重に比べ小さいので、これにより設計を検討する。
 - 4) 通信設備
 - 屋内設置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。
- (4) 通信連絡施設及び設備
 - 災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を推進する。
 - 1) 無線電送設備
 - ア. マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
 - イ. 移動無線設備
 - 2) 有線伝送設備
 - ア. 通信ケーブル
 - イ. 電力線搬送設備
 - ウ. 通信線搬送設備
 - 3) 交換設備
 - 4) 通信用電源設備

4. 電気工作物の巡視

電気工作物は、常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に

いたる原因の早期発見とその改修に努める。

5. 資機材の整備、点検

(1) 資機材の確保

本店、本店直轄機関及び関係機関等は、地域的条件等を考慮して災害対策用資機材等の必要数を確保しておく。

(2) 資機材の輸送

本店、本店直轄機関及び関係機関等は、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に万全を期する。

(3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を可能な限り電力会社間で進めるほか、隣接電力会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

6. 防災訓練

本店、本店直轄機関及び関係機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、県及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

7. 整備計画

九州電力株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

- (1) 防災組織の確立
- (2) 情報連絡及び動員体制の確立
- (3) 応急対策用資機材の備蓄
- (4) 関係設備の点検及び防護処置の実施
- (5) 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- (6) 災害時における通信回線の確保、強化
- (7) 受容者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進
- (8) 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

第2項 ガス施設災害予防対策

《 現況/課題 》

筑紫ガス株式会社の保安規程等の諸規定に基づき、平常時から災害予防対策が樹立されている。

《 計画目標 》

1. 防災体制

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんのことであり、発災時は被害を最小限とするために、また、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るために、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について、以下のような総合的な災害防止対策を市は要請する。

2. 防災体制

本社及び永岡工場において、保安規程に基づき定められた「地震等災害対策実施要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

3. 施設対策

(1) 製造所設備

1) 設備の設置及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備及びガスホルダー等は耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防火設備、保安電力設備等の整備を推進するものとする。

また、製造設備等については、震災事例等の最新情報、知見を基に重要度の高い設備の安全性を確認し必要に応じて設備の補強を行い、総合的な耐震性の向上を図るとともに、各施設の緊急遮断設備等防災設備の整備、強化の充実を図るものとする。

なお、台風、火災、地震、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した設備維持管理基準に基づき維持管理を行うとともに、特に、耐震上重要な部分については、状況を把握し所要の機能を維持するものとする。

2) 防火管理

永岡工場では保安規程に基づき、ガス主任技術者を選任して次の予防点検を実施する。

- ア. 毎年、危険物設備関係及びガス製造設備関係防火対象物並びに消火設備につき調査し、リスト及び配置図を作成するものとする。
- イ. 建物・建築物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、予防点検を実施するものとする。

(2) 導管関係施設

1) 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（整圧器、バルブ、水取器）については「保安規程」等の規程に定められた方法で設置し、定期的に巡視、点検、検査の維持管理を実施するものとする。

2) 耐震性の強化

新設導管については、耐震性のある溶接接合鋼管、ポリエチレン管、抜け出し防止機構を有する接合方法を用いた鋼管、ダクマイル管を採用する。

特に、高圧導管については、設計にあたって路線地盤を考慮し、材質面においても機械的強度、許容伸び率の大きい溶接鋼管を採用するものとする。

既設導管については、ネジ接合鋼管を計画的に取り替えるものとする。

(3) 地下室等の設備

ガス事業法により規定されている特定地下室等における緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報設備の設置、及びガス燃焼器とガス栓との適正なる接続については、法定点検時にガス設備安全点検を行う。また、ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し、安全使用に必要な知識の周知徹底を図るものとする。

4. その他の対策

(1) 地震計の設置

大地震が発生した場合に被害の規模を推定することにより、緊急措置判断の迅速化を図り二次災害を防止するために、被害との相関性が高いS 1 値または最大加速度値の計測が可能な地震計を永岡工場に設置する。

(2) 導管網のブロック化

局所的な地震等に対しては、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管

網のブロック化を推進するものとする。

(3) 情報通信手段の確保

万一の通信不能にも通信を確保するため、以下の情報通信手段を確保するものとする。

- 1) 工場、供給所、事業所との通信を確保するため、移動無線機を配置する。
- 2) 一般の加入電話不通時にも通話を確保するため、災害時優先電話を設置する。

(4) 資機材の整備及び確保

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検、整備を行うものとする。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）について確保し、定期的に在庫確認を行うものとする。

5. 教育訓練計画

(1) 生産部門（永岡工場）

1) 教育

永岡工場では、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施するものとする。

2) 訓練

永岡工場では、次のような災害想定訓練を計画的に実施するものとする。

なお、停電、その他の緊急時にも迅速、的確な措置がとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施するものとする。

ア. 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

イ. 総合訓練

県及び地方自治体等が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

ウ. 震災訓練

工場災害対策基準に基づき、緊急時措置訓練（設備の緊急停止訓練、停電対策訓練等）、防・消火訓練（消防機関との合同訓練を含む）及び緊急連絡等の防災基本訓練並びに防災総合訓練を定期的実施するものとする。

エ. 非常呼び出し名簿の整備

各製造所等の従業員を対象にし非常呼び出し名簿を作成し、随時訓練を実施するとともに、変更の場合はその都度実施するものとする。

(2) 営業・供給部門（本社）

1) 教育

従業員及び関係工事会社従業員に対し、ガス漏洩及び導管及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図るものとする。

2) 訓練

ア. 事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため、災害を想定し各事業所単位、または地方自治体と合同で訓練を実施するものとする。

イ. 非常招集訓練

各事業所の従業員を対象に、非常召集訓練を実施するものとする。

6. 広報活動計画

(1) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

(2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図るものとする。

第3項 通信施設災害予防対策

《 基本方針 》

通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

《 現況/課題 》

NTT西日本株式会社九州支店の防災業務計画、災害対策規定に基づき具体的措置を定める。

《 計画目標 》

1. 通信施設災害予防対策

NTT西日本株式会社九州支店は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

2. 電信電話施設の防災計画

NTT 西日本株式会社九州支店においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- (1) 情報収集、連絡体制の強化
- (2) 関係設備の点検整備
- (3) 応急処置計画の点検、確認
- (4) 災害関係回線の点検、確認及び応急処置の準備
- (5) 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- (6) 災害発生危険設備の補強及び防護
- (7) 無駐在局への出動体制の強化
- (8) 職員等の非常呼出等動員体制の確立

3. 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む）防災設計を実施する。

- (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域に設置されている電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。

(3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

4. 電気通信システム高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ構成とする。
- (2) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (3) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (4) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

5. 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

6. 通話の利用制限

大規模地震等災害が発生したとき、または予知されたときは、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般の通話を制限する。

7. 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- (1) 緊急用無線電話
- (2) 可搬形衛星地球局
- (3) 可搬形無線機
- (4) 非常用交換装置
- (5) 非常用伝送装置
- (6) 非常用電源装置
- (7) 移動電源車及び可搬形発電機
- (8) 応急ケーブル

8. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、次に掲げる訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類
 - 1) 災害予報及び警報の伝達
 - 2) 災害における通信疎通確保
 - 3) 各種災害対策用機器の操作
 - 4) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (2) 訓練の方法
 - 1) 全社規模における総合訓練
 - 2) 各地方自治体主催の総合防災訓練
 - 3) 他防災機関における総合訓練

9. 防災に関する防災機関との協調

防災業務が円滑効率的に行われるよう、平素から関係防災機関と密接な連絡を行う。

- (1) NTT西日本株式会社九州支店は、筑紫野市防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 平常時は、西日本電信電話株式会社は、筑紫野市防災会議と、災害時には筑紫野市災対本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画が円滑・適切な遂行に努める。
- (3) ライフライン業者との協調
電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送の協力体制を整備しておく。

第9節 上水道、下水道施設災害予防計画

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

《 基本方針 》

上水道及び下水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

市が実施する公共下水道については、流域下水道と整合を図りながら整備促進する。

また、公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止し、雨水、下水の迅速な排除が行い、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

近年、下水道や共同溝等の地下掘削工事が増加しており、施工時の地下埋設物への保安対策が重要となっている。そのため、以下の方針により地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、もって沿道住民及び歩行者の安全確保に努める。

- (1) 地下工事時の災害予防対策を行いやすいよう、地下埋設物の現況を把握しておく。
- (2) 地下埋設物の管理責任・体制を明確にしておく。
- (3) 工事現場の安全管理体制・管理責任・連絡体制・緊急対策方法等を確立しておく。
- (4) 巡回点検や安全教育、防災訓練等により防災意識の普及徹底を図る。

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

《 現況/課題 》【資料編*1 参照】

本市の水道は、昭和 35 年の給水開始以降、人口の伸びや生活様式の多様化による水需要の増加に対応するため、これまでに第6次拡張整備を図ってきた。

水道施設は、浄水受水系として福岡系及び山神系、自己水源系統として、常松浄水場系及び山口浄水場系の4系統で賄っている。

これらの水系は、8ヶ所の配水池及び3ヶ所の分水を經由し、各地区に配水されている。

給水能力は、第6次目標年次である平成 29 年時には、1日最大 34,800m³/日給水可能としている。

また、水道創設より 40 年以上経過する老朽管等の更新等整備計画を作成し、年次計画に沿って水道施設整備の拡充を図る。

また、水道施設は二日市地区を中心に、下水道事業と並行して老朽管の更新等の管網の整備を行い、配水能力の増加を図っている。また、給水区域拡張地域については土地利用上の面整備とあわせて上水道施設整備を実施している。

本市の公共下水道は、近隣市町と一体となった流域下水道計画（上位計画）に基づき整備を進めており、地勢上分水嶺に位置することから、昭和 50 年度に市北部域で「御笠川・那珂川流域下水道事業」、その後昭和 59 年度に南部域で「宝満川流域下水道事業」、平成 3 年度に中部域は「宝満川上流流域下水道事業」と3つの処理区で事業が開始され、御笠川・那珂川流域は昭和 58 年度、宝満川流域は昭和 63 年度、宝満川上流流域は平成 10 年度から供用を開始し、水洗化の普及促進に努めている。

その流路延長は、令和 6 年度末現在で污水管が 398km、雨水管が 26km の合計 424km であり、針摺、

*1 ● 資料 2.9.1 「上水道施設現況」

原田、下見地区等の16箇所にポンプ場が整備されている。

また、農業集落排水処理施設が御笠、吉木、阿志岐、平等寺、山口地区に、整備されている。

公共下水道区域内の雨水管渠の整備は、降雨時の低地家屋への浸水防除を目的として取り組んでおり、現在では浸水が多発している箇所への整備を実施している。

これらの下水幹線は、上水道と同様に河川沿線や道路に整備され、地形分類では、その殆どが沖積平野及び谷底平野部に位置している。

公共下水道は、整備から30年程度が経過しているため、老朽化に向けての対策を検討している。

《 計画目標 》

1. 上水道施設災害予防計画

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

また、水道創設より40年以上経過する老朽管等の更新等整備方針を作成し、年次計画に沿って、水道施設整備の拡充を図る。

- 1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、減圧・断水のバルブ操作、あるいは雨水調整池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保、給水制限等の対策措置を検討する。
- 2) 水道施設は、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- 3) 地下埋設物管理体制の確立
 - ア. 現況の把握
道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成について検討する。
 - イ. 共同溝の設置促進
度重なる地下工事による災害発生の危険性を少なくするため、共同溝の設置を促進する。
 - ウ. 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
 - エ. 施設の耐震性及び供給体制等について施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。
 - オ. 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
 - カ. 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 4) 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- 5) 広域応援体制
震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。
 - ア. 水資源の確保・配給体制
 - イ. 災害時の応急復旧体制
 - ウ. 資機材の確保体制
 - エ. 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルを作成する。
 - オ. 広域的水源対策の活用
- 6) 水道水源保護条例による水道水源保護地域を常時監視するとともに、水の確保や保全に努め

る。

(2) 安全管理体制の確立

工事着工に際しては、以下の項目についての安全管理計画を作成し、関係者の承諾を得るよう指導する。

1) 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2) 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。

3) 非常事態における緊急措置方法

緊急時における対策方法、分担区分、連絡体制の確立及び動員計画の整備に努める。

(3) 安全対策の実施

1) 工事施工に係わる安全対策

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、消防法、その他官公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また、関係当局においても安全対策を要請する。

2) 地下埋設物管理者との連携強化

地下埋設物については、各管理者と協定、または承諾書等を取り交わし、安全の確保に努めるよう指導する。なお、工事に際しては試験堀等を行ってその位置を確認し、埋設物に接近した場所での作業は各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ安全の確保に努める。

3) 他の施工工事との連絡強調体制の確立

道路管理者主催の道路占用者会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして強調を図るよう指導する。

4) 沿道住民への通報体制

緊急時においては、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5) 各種防災用具の着用、または備え付け場所の表示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6) 工事現場の巡回・点検

工事現場は巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについては速やかに改善等の措置を行わせる。

7) 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し緊急時に備える。

8) 防災訓練の実施

工事の進行に伴い予想される災害を想定し、関係機関と合同による防災訓練を適宜実施する。

(4) 渇水対策

1) 渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を図る。

2) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設の点検整備を推進する。

3) 給水ポリタンク・袋等の調達確保について検討しておく。

2. 下水道施設災害予防計画【資料編*2*3*4 参照】**(1) 防災対策**

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- 1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
- 2) 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- 3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- 4) 仮設トイレの確保
災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。
- 5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。
- 6) 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

(2) 水害対策

- 1) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- 2) 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 3) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。
- 4) 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

*2 ● 資料 2.9.2 「下水道（雨水）施設現況」

*3 ● 資料 2.9.3 「下水道（污水）施設現況」

*4 ● 資料 2.9.4 「下水道（集落排水）施設現況」

第10節 交通施設災害予防計画

第1項	道路整備計画
第2項	法面崩壊対策
第3項	道路施設等の点検・整備計画
第4項	鉄道施設

《 基本方針 》

道路は、市内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

第1項 道路整備計画

《 現況/課題 》 【 資料編*1 参照 】

本市は、西日本高速道路株式会社の管轄である九州自動車道をはじめ、国土交通省管轄の国道1路線（国道3号）、福岡県管轄の国道1路線（国道200号）、主要地方道8路線、一般県道10路線、有料道路1路線を有している。本市の交通網は福岡市方面へ延びる南北方向の国県道と飯塚方面へ延びる東西方向の国道に大きく分けられ、なかでも、主要地方道112号（福岡日田線）は5.5kmであり、市内の主要道となっている。

また、九州自動車道や国道等に代表される南北交通の大動脈を抱え、交通結節点としての性格を持つ反面これらが市域内外の生活圏を分断し、現状では通過都市的性格をもたらしており、近年の幹線道路網整備によって依然その傾向は強まる方向にある。

《 計画目標 》

1. 道路整備対策

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- (2) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (3) 市内通過交通量の分散・緩和及び観光客の多い時期における交通緩和のため、国・県道路の

*1 ● 資料 1.4.14 「道路危険箇所現況」

早期完成を関係機関に要望し、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

- (4) 都市計画道路の整備促進については、未着手箇所の検証も含めて、全体的な路線の見直しを図り、適正な整備を図る。
- (5) 生活道路については、1級市道・2級市道の機能に応じた道路整備を図る。
- (6) 狭あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (7) 道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。
- (8) 地域住民の理解と協力を得て、道路側溝の清掃、草刈等は街の美観、安全快適な環境保持のためにも住民の自主活動を促し、環境美化意識の啓発等協力を依頼する。
- (9) 橋梁の老朽化・耐震性に対してニーズに応じ、補強・撤去・架替え等の事業の検討推進を図り、住民の安全と交通緩和を図る。

2. 緊急交通路整備計画

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

本市に係わる福岡県で選定される緊急交通路は以下の通りであり、これらの道路整備に協力していく。また、今後市独自の緊急交通路の指定もあわせて検討する。

《筑紫野市の該当する緊急交通路一覧表》

地域	種別	道路名	距離 (km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州自動車道	133.6	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州自動車道
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号

平成22年度 福岡県地域防災計画書

第2項 法面崩壊対策

《 現況/課題 》 【 資料編*2 参照 】

本市には落石崩壊危険箇所が96箇所あり、国道200号線、主要地方道 筑紫野太宰府線、一般県道 基山停車場平等寺筑紫野線、平等寺那珂川線に集中しており、これらは評価危険度の高い要対策となっている。

《 計画目標 》

1. 法面崩壊等防止対策

(1) 関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(2) 市道や林道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。

(3) 危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査結果に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

(4) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3項 道路施設等の点検・整備計画

《 現況/課題 》

現在、道路管理者はパトロール等を適宜実施して、道路機能が安全かつ有効に発揮されるよう道路建設の維持補修に努めている。

《 計画目標 》

1. 道路施設等の点検・整備計画

(1) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを適宜実施し道路の維持補修に努める。

(2) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため所管橋梁について、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。

(3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

(4) 橋梁等、道路施設の耐震性強化を検討する。

(5) 老朽及び震災点検調査を実施して、補修、架替え等の改良が必要な箇所は整備を検討する。

(6) 台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修、改良工事等に努める。

1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。

2) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。

3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。

*2 ● 資料 1.4.12 「落石崩壊箇所」

第4項 鉄道施設

1. 九州旅客鉄道株式会社（二日市駅）

《 現況/課題 》

本市には、JR鹿児島本線、JR筑豊本線の重要な鉄道が走っている。JR鹿児島本線の主な駅は、二日市駅、天拝山駅、原田駅等であり、二日市駅には特急電車も停車する。また、原田駅からは、JR筑豊本線が直方方面へと接続されている。

《 計画目標 》

(1) 施設、設備の耐震性確保

構造物の設計は、建造物設計標準（JR九州）により、耐震性を確保する。

(2) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

1) 非常呼出訓練

2) 避難誘導訓練

3) 救出、救助、救護訓練

4) 脱線復旧訓練

5) トンネル防災訓練

(3) 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

(4) 避難誘導體制等の周知

1) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

2) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

2. 西日本鉄道株式会社

《 現況/課題 》

(1) 施設の現況

西鉄天神大牟田線には、二日市駅、紫駅、朝倉街道駅、桜台駅、筑紫駅等の主要停車駅があり、二日市駅には特急電車が、朝倉街道駅、筑紫駅には急行列車がそれぞれ停車する。また二日市駅からは西鉄太宰府線が接続されている。

《 計画目標 》

(1) 施設、設備の耐震性確保

構造物の設計は、土木学会の基準等により、耐震性を確保する。

(2) 防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう以下の内容の訓練を実施する。

1) 避難誘導訓練（異常時の乗客、旅客の安全確実な誘導）

列車火災を想定した避難訓練

2) 情報伝達訓練（異常時における適切な情報提供と案内誘導）

異常時の案内放送訓練

3) 消火訓練（火災時の消火作業）

自動車と列車との衝突事故を想定した訓練

- 4) 復旧訓練（運行支障時の早期復旧）
列車脱線を想定しての訓練
- 5) 連絡通報、非常呼集訓練（迅速な通報連絡と確実な情報の伝達）
総合防災訓練、関係各機関への迅速確実な連絡
- (3) 防災関係資材の点検整備
 - 1) 救援車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を平素から点検整備しておく。
 - 2) 重機械類については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう要請しておく。
- (4) 避難誘導體制等の周知
 - 1) 異常事態発生時に旅客の避難誘導が行えるよう上記の防災訓練を行うとともに、運転取扱心得、作業基準、緊急時の救急体制要綱等を策定して、業務研修において周知徹底を図る。
 - 2) 旅客、乗客に対して非常出口の明示や非常扉開閉コック、非常通報装置等を設置し、異常事態発生時には、鉄道係員の落ち着いた指示、誘導、案内が出来るよう教育訓練を実施する。

第11節 防災施設、資機材等整備計画

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

第2項 情報通信施設等の整備

第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

第4項 装備資機材等の整備充実

第5項 医療救護体制の整備

第6項 給水体制の整備

第7項 水防施設・設備整備計画

第8項 消防施設・設備整備計画

《 基本方針 》

災害によっては予期せず発生するものがあり、その災害に速やかに対処するため、防災関係機関は、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整備、拡充に努める。

- (1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- (2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設、設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- (3) 未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- (4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

市、防災機関は、速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。また、近年の火災や施設の状況等を考慮して、消防施設・整備を図る。

《 現況/課題 》

必要な防災施設、資機材等の整備については、設備投資の限界もあり、広域的支援に頼らざるを得ない状況にある。全庁的な防災施設等の整備には、将来的な構想と柔軟な運用について様々な検討が必要である。

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

《 計画目標 》

1. 防災中枢機能等の整備計画

防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の設備、推進に努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調整体制を整備しておくことにも配慮するものとする。

また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

(1) 防災中枢機能の拡充

公共施設は、災害時に地域の災害対策活動の拠点となり得るため、防災中枢としての機能整備に努める。それぞれの所管する施設の安全性を確認し、装備資機材の状況を把握し利活用を進める。

(2) 組織体制（初動体制）の確立

- 1) 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平素から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

(3) 職員の役割

各機関・部署の必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練により、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

第2項 情報通信施設等の整備

《 基本方針 》

防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

《 現況/課題 》

本市における防災行政無線は、移動系制御器12基が設備されており、今後も整備を図る必要がある。

《 計画目標 》

1. 無線通信施設整備計画

本市の防災に関する独自の通信施設は、現在移動系防災行政無線があるが、さらに情報通信施設の多重化を図っていく

(1) 防災行政無線

《 防災行政無線 》

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため市において設置する無線通信設備」をいい、次の計画を推進する。

- 1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- 2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を推進する。
- 3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。
- 4) 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- 5) 避難所（小・中学校）等への無線機の設置を検討する。
- 6) 各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- 7) 応急機器としての移動系子局の増強を推進する。
- 8) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- 9) バッテリーの充電不足ほか予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。
- 10) 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等によ罹災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

(2) 消防無線

《 消防無線 》

消防無線とは、「消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

- 1) 地域防災無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。消防本部と相互に通信することができる市内共通波の整備、充実を図る。消防本部内には、基地局、陸上移動局（車載・携帯）、傍受機が整備されている。
- 2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- 3) 消防無線は、秘匿性の向上及び無線チャンネルの増加により、従来のアナログ方式からデジタル方式へと移行する。なお、整備計画の詳細については、消防本部において策定する。

(3) 福岡県防災・行政情報通信施設

防災情報通信施設としては、県の「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

※防災・行政情報通信ネットワーク（ふくおかハイパーネット）は地上系回線と衛星系回線の相互補完によ罹災害に強く、更に高度情報化社会のニーズを考慮し、各種の防災、行政業務に対応できるシステム

(4) 防災相互通信用無線の整備計画

本市は、防災相互通信用無線については、未整備である。

《 防災相互通信用無線 》

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関（地方機関を含む。）、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

(5) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法 57 条に基づく通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社及び警察機関とあらかじめ協議しておく。

《 無線施設一覧 》

【基地局無線装置】

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう	筑紫野消防本部	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼうみなみ	筑紫野消防南	南出張所

【移動局】

		指令センター	消防本部	筑紫野消防署	南出張所	太宰府消防署	東出張所
卓上型	5機	1		1	1	1	1
可搬型	2機			1		1	
車載型	25機		4	11	2	6	2
携帯型	20機		2	8	2	6	2
400MHz 署活	40機		2	17	4	13	4

1 卓上型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼうほんぶ10	卓上10	消防指令センター
2	ちくしのしょうぼうちくし20	卓上20	筑紫野消防署
3	ちくしのしょうぼうみなみ50	卓上50	南出張所
4	ちくしのしょうぼうだざいふ30	卓上30	太宰府消防署
5	ちくしのしょうぼうひがし60	卓上60	東出張所

2 可搬型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう211	可搬211	筑紫野消防署
2	ちくしのしょうぼう311	可搬311	太宰府消防署

3 車載型無線機

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼうしえん11	消防11	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼうささつ12	消防12	筑紫野太宰府消防本部
3	ちくしのしょうぼうけいちょう13	消防13	筑紫野太宰府消防本部
4	ちくしのしょうぼうはんそう14	消防14	筑紫野太宰府消防本部
5	ちくしのしょうぼうきんれん20	消防20	筑紫野消防署
6	ちくしのしょうぼうしき21	消防21	筑紫野消防署
7	ちくしのしょうぼう22	消防22	筑紫野消防署
8	ちくしのしょうぼう23	消防23	筑紫野消防署
9	ちくしのしょうぼうきゅうじょ24	消防24	筑紫野消防署
10	ちくしのしょうぼうはしご25	消防25	筑紫野消防署
11	ちくしのしょうぼう26	消防26	筑紫野消防署
12	ちくしのしょうぼうすいそう27	消防27	筑紫野消防署
13	ちくしのしょうぼうきんれん28	消防28	筑紫野消防署
14	ちくしのしょうぼうしき31	消防31	太宰府消防署
15	ちくしのしょうぼう32	消防32	太宰府消防署
16	ちくしのしょうぼう33	消防33	太宰府消防署
17	ちくしのしょうぼう36	消防36	太宰府消防署
18	ちくしのしょうぼう53	消防53	南出張所
19	ちくしのしょうぼう63	消防63	東出張所

20	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう1	救急1	筑紫野消防署
21	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう2	救急2	南出張所
22	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう3	救急3	筑紫野消防署
23	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう5	救急5	太宰府消防署
24	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう6	救急6	東出張所
25	ちくしのしょうぼうきゅうきゅう7	救急7	太宰府消防署

4 携帯型移動局

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのしょうぼう101	消防101	筑紫野太宰府消防本部
2	ちくしのしょうぼう102	消防102	筑紫野太宰府消防本部
3	ちくしのしょうぼう201	消防201	筑紫野消防署
4	ちくしのしょうぼう202	消防202	筑紫野消防署
5	ちくしのしょうぼう203	消防203	筑紫野消防署
6	ちくしのしょうぼう204	消防204	筑紫野消防署
7	ちくしのしょうぼう205	消防205	筑紫野消防署
8	ちくしのしょうぼう206	消防206	筑紫野消防署
9	ちくしのしょうぼう291	消防291	筑紫野消防署
10	ちくしのしょうぼう293	消防293	筑紫野消防署
11	ちくしのしょうぼう503	消防503	南出張所
12	ちくしのしょうぼう592	消防592	南出張所
13	ちくしのしょうぼう301	消防301	太宰府消防署
14	ちくしのしょうぼう302	消防302	太宰府消防署
15	ちくしのしょうぼう303	消防303	太宰府消防署
16	ちくしのしょうぼう306	消防306	太宰府消防署
17	ちくしのしょうぼう395	消防395	太宰府消防署
18	ちくしのしょうぼう397	消防397	太宰府消防署
19	ちくしのしょうぼう603	消防603	東出張所
20	ちくしのしょうぼう696	救急696	東出張所

5 400MHz 署活携帯

	呼出名称	名称	署所名
1	ちくしのほんぶ1		指令課
2	ちくしのほんぶ2		指令課
3	ちくしのしき1		筑紫野消防署 (21号車)
4	ちくしのしき2		筑紫野消防署 (21号車)
5	ちくしのほんぶ1		筑紫野消防署 (22号車)
6	ちくしのほんぶ2		筑紫野消防署 (22号車)
7	ちくしのほんぶ3		筑紫野消防署 (22号車)
8	ちくしのほんぶ4		筑紫野消防署 (22号車)
9	ちくしのたんく1		筑紫野消防署 (23号車)
10	ちくしのたんく2		筑紫野消防署 (23号車)
11	ちくしのたんく3		筑紫野消防署 (23号車)
12	ちくしのたんく4		筑紫野消防署 (23号車)
13	ちくしのきゅうじょ1		筑紫野消防署 (24号車)
14	ちくしのきゅうじょ2		筑紫野消防署 (24号車)
15	ちくしのきゅうじょ3		筑紫野消防署 (24号車)
16	ちくしのきゅうじょ4		筑紫野消防署 (24号車)
17	だざいふしき1		太宰府消防署 (31号車)

〈第2章 第11節 防災施設、資機材等の整備計画〉

18	だざいふしき2		太宰府消防署 (31号車)
19	だざいふぼんぷ1		太宰府消防署 (32号車)
20	だざいふぼんぷ2		太宰府消防署 (32号車)
21	だざいふぼんぷ3		太宰府消防署 (32号車)
22	だざいふぼんぷ4		太宰府消防署 (32号車)
23	だざいふたんく1		太宰府消防署 (33号車)
24	だざいふたんく2		太宰府消防署 (33号車)
25	だざいふたんく3		太宰府消防署 (33号車)
26	だざいふたんく4		太宰府消防署 (33号車)
27	ちくしのみなみ1		南出張所 (53号車)
28	ちくしのみなみ2		南出張所 (53号車)
29	ちくしのみなみ3		南出張所 (53号車)
30	ちくしのみなみ4		南出張所 (53号車)
31	だざいふひがし1		東出張所 (63号車)
32	だざいふひがし2		東出張所 (63号車)
33	だざいふひがし3		東出張所 (63号車)
34	だざいふひがし4		東出張所 (63号車)
35	ちくしのきゅうきゅう11		筑紫野消防署 (救急1号車)
36	ちくしのきゅうきゅう12		筑紫野消防署 (救急1号車)
37	ちくしのきゅうきゅう13		筑紫野消防署 (救急1号車)
38	だざいふきゅうきゅう11		太宰府消防署 (救急5号車)
39	だざいふきゅうきゅう12		太宰府消防署 (救急5号車)
40	だざいふきゅうきゅう13		太宰府消防署 (救急5号車)

(1) 指定公共機関の無線

1) 筑紫ガス株式会社

筑紫ガスが、ガス保安用に設置した無線通信設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

2) 九州電力株式会社

九州電力が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。

- ア. 災害時における通信の輻輳を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。
- イ. 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。
- ウ. 地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運用を図る。

2. 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）整備計画

《 災害時優先電話 》

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

災害時優先電話の使用については、NTT西日本株式会社九州支店へ依頼する。

本市の施設には、災害時に優先通信設備である電話回線がNTT西日本株式会社九州支店への申請を行い、18回線が優先扱いの電話回線として登録してある。

(1) 災害時優先電話の登録（18回線）

No.	電話設置場所	No.	電話設置場所
1	危機管理課	10	原田小学校
2	二日市小学校	11	筑紫東小学校
3	二日市東小学校	12	天拝小学校
4	吉木小学校	13	二日市中学校
5	阿志岐小学校	14	筑山中学校
6	山家小学校	15	筑紫野中学校
7	筑紫小学校	16	天拝中学校
8	山口小学校	17	筑紫野南中学校
9	二日市北小学校	18	山家幼稚園

- (2) 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう NTT 西日本株式会社九州支店の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。
- (3) 市は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が有線通信設備をさらに有効に活用できるよう、電話網運営体制の整備をする。また、市内の使用回線は、優先順を考慮した確かな位置付けを行う。
- (4) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

3. 各種防災情報システムの整備

(1) 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- 1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報

システムの検討を行う。

2) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

ア. 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ. 罹災証明情報（建物被災程度等）

ウ. 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

(2) 多様な情報メディアの活用方策の検討

デジタル放送によるデータ及びケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

(3) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

4. 広報、広聴体制の確立

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握

2) 地区住民（要配慮者）の把握

3) 広報・広聴担当者の熟練

4) 広報文案の作成

5) 広報優先順位の検討

6) 伝達ルートが多ルート化

(2) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

(3) プレスルームの整備

1) 報道機関を通じての広報については、プレスルームを設置する等情報を迅速・的確に発信する。

2) 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(4) パソコン通信・インターネットを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネットといった新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(5) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

《 現況 》【資料編*1 参照】

本市には、災害時における臨時ヘリポートは、1箇所（県防災計画）が県より選定されている。

（令和6年現在）

番号	所在地	ヘリポート名	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	筑紫野市針摺東4-6-1	筑紫野中学校グラウンド*	市教育委員会	101×130

《 計画目標 》

1. 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

(1) 臨時ヘリポートの選定基準（県に準拠）【 資料編*2 参照 】

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の基準に留意して選定する。

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）。
- 2) 地面斜度6度以内のこと。
- 3) おおむね100m以上×150m以上の地積は、無障害地帯であること。
- 4) 車両等の進入路があること。
- 5) 障害物境界線より上に障害物がないこと。
- 6) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。
- 7) 医療施設を考慮し搬送体制が整備確立されている場所。
- 8) 臨時ヘリポートの標示
 - ア. 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
 - イ. 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
 - ウ. 旗または発煙筒等で風の方向を表示する。

(2) 危険防止上の留意事項

- 1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する
- 2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- 4) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(3) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

*1 ● 資料 2.11.1 「臨時ヘリポート位置図」

*2 ● 資料 2.11.2 「臨時ヘリポートの選定基準」

2. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第4項 装備資機材等の整備充実

《 計画目標 》

1. 主な整備資機材

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実するものとする。
また、備蓄（保有）資機材は、随時点検を行い保管に万全を期する。

項 目	資 機 材 名 称
救助用備蓄資機材	ア. 気象観測施設 イ. 救急車、特殊消防車 ウ. 通信機及び資機材 エ. 給水資機材 オ. その他救助用資機材
水防用資機材	ア. 救助船艇、ビニールシート イ. 土嚢、ロープ
消防用資機材	ア. 消火薬剤 イ. 消火器
医療助産及び防疫に要する資機材	ア. 発電機、人工透析、他救急機材 イ. 医療薬品、防疫用薬剤
食糧及び飲料水	ア. ペットボトル、ろ水器 イ. レトルト食品、缶詰
流出油処理資機材	ア. 吸着剤 イ. オイルフェンス
その他	ア. 電気、ガス、上下水道等復旧に必要な資機材

第5項 医療救護体制の整備

《 計画目標 》

1. 拠点病院施設計画

災害時における医療救護体制の整備のため、第3章第14節 「医療救護計画」において定めるほか、次のとおり施設等の設備を検討し、関係機関に要請する。

- (1) 情報収集、医療活動に必要な通信設備
- (2) 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (3) 病院としての患者受入れ等のためのヘリポートや簡易ベット等の装備
- (4) 拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

2. 通信設備

- (1) 3章第14節「医療救護計画」における情報収集・連絡体制整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。
- (2) 緊急情報ネットワークの整備を図る。

3. 研修・訓練

- (1) 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、市防災訓練において実践訓練を実施する。
- (2) 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施する。

4. 医療機関の災害対策

- (1) 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。
- (2) 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。
- (3) モデルマニュアルを参考とし各病院での災害応急マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策を講じる。

5. 医療救護施設、設備の整備計画

- (1) 救急医療情報ネットワークの整備
医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報システム等の情報ネットワーク化を検討推進する。
 - 1) 初動医療体制の確立
市と各医療機関は相互に連携し、早期に応急医療体制を確立する。また、トリアージ（負傷者選別）の基準に基づき、実践的な訓練の実施を検討する。
 - 2) 救急救助体制の充実
医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。
 - 3) 医療体制の整備充実
 - ア. 必要な医療サービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。
 - イ. 医師会等の協力を得て、休日や夜間の24時間救急医療システムの充実に努める。

第6項 給水体制の整備

《 現況 》

本市には、市域へ給水体制として、の1,000㎥が1基、500㎥が16基、200㎥が9基、20㎥が14個の給水タンクを保有し、災害時における給水体制として11,080㎥の給水が可能である。

《 計画目標 》

1. 給水体制の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3㎥以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等の整備増強を検討する。

(1) 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- 2) 学校等のプール施設の活用
- 3) ろ過器の配備
- 4) 給水車の増強
- 5) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強
- 6) 井戸の設置

第7項 水防施設・設備整備計画

《 現況/課題 》

水防倉庫：御笠、山家、下見、米嶺、南出張所、消防署の6箇所

《 計画目標 》

1. 水防施設、設備整備計画【資料編*3 参照】

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。

目標を設定して、現有の水防資機材の拡充を図る。

- (1) 災害発生の高危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。
- (2) 毎年点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- (3) 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (4) 資機材の不足する場所を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- (5) 水防倉庫1棟あたりの資機材の備蓄、数量の基準は次のとおりである。

《水防倉庫（10坪）1棟あたりの基準（最低）》

品目	数量	品目	数量	
凧（かます）	850 枚	掛矢	6 丁	
杉丸太（杭）	1間 1.5間	150 本	鎌（厚薄）	30
			ハンマー	10 丁
ビニールシート	200 枚	唐鍬	5 丁	
縄（ビニールひも）	275 kg	両ツル	5 丁	
スコップ	20 丁	斧	5 丁	
鉄線	20 kg	照明灯	若干	
ペンチ	5 丁	その他必要器具	〃	

*3 ● 資料 2.11.3 「水防倉庫及び水防資機材器具」

《 水防倉庫及び水防資機械器具 》 資料 2.11.3

倉庫名	消防署	南出張所	下見	山家	御笠	米嚙	合計	
	針摺西 1-1-1	原田 4-16-1	下見539-3先 (宝満 河 敷)	山家 5212-2	吉木1769-1 (御笠 ミエティ 消防 カ 横)	二日市北 5丁目19 (米嚙住宅 農業倉庫)		
水 防 器 材	一輪車	-	1	-	-	-	1	2
	かけや	9	3	8	5	3	3	31
	剣先スコップ (平スコ)	21	7	16	11	9	3	67
	つるはし	5	2	1	-	1	-	9
	鉄ハンマー (大)	-	-	5	-	-	1	6
	大鉋	4	-	4	-	-	2	10
	腰鉋	6	1	-	-	-	3	10
	鎌	41	2	-	-	-	2	45
	かなづち	-	-	-	-	-	5	5
	鋸	4	1	-	-	-	-	5
	クリッパー	-	-	-	-	-	5	5
	しの (鉄線締め)	-	-	-	-	-	3	3
	チェーンソー	4	1	-	-	-	-	5
	電動チェーンソー	-	-	-	-	-	1	1
	刈払い機	3	1	-	-	-	-	4
	エンジンカッター	-	-	-	-	-	-	0
	バリケード	-	5	-	-	-	8	13
水 防 資 材	木杭	66	10	13	25	22	31	167
	鉄杭	35	3	-	-	-	-	38
	鉄線	1	-	1	1	-	1	4
	PPロープ	-	-	5	6	5	5	21
	化繊袋	2,000	300	350	20	200	150	3020
	シート	-	-	-	-	-	-	-
	小	7	-	10	5	5	9	36
	中	9	1	-	-	3	4	17
	大	8	2	5	1	1	3	20
	パイロン	28	5	-	-	-	-	33
	パイロンバー	20	2	-	-	-	-	22
	水のう	-	-	-	74	-	-	74
	土のう	237	-	50	180	-	-	467
トラロープ	1	-	-	-	-	5	6	

※各資器材は、車載している資器材を含めない。

資料：筑紫野市水防計画書 R7

第8項 消防施設・設備整備計画

《 基本方針 》

近年の火災や施設の状況等を考慮して、消防機械の近代化、中高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備を進めていく。

《 現況/課題 》

本市における消防水利の現況は、消火栓が1,797基、防火水槽が721基設置されており、消防水利の基準からは有効水利の市街地等における充足率は74.8%となっている。また、常備消防機関としては、筑紫野市及び太宰府市を構成団体とする筑紫野太宰府消防組合が設置され、当該消防組合の「消防力の整備指針」に基づく消防署の数は、基準数5に対し4署所が設置（充足率80.0%）されており、筑紫野市においても2署所設置されている。ただし、耐震診断の結果、耐震性が十分でないと評価され、かつ、老朽化が著しい筑紫野太宰府消防組合消防本部及び筑紫野消防署庁舎については、耐震性の強化を図る必要がある。また、消防ポンプ車数は10台の基準に対し6台（充足率60.0%）、救急自動車についても6台の基準に対し4台設置（充足率66.7%）されている。

《 計画目標 》

1. 消防施設、設備整備計画

- (1) 高齢化をはじめ、消防団員の減少を補うため魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- (2) 消防機械については、年次計画により整備・買換えを行っていくとともに機械の近代化・軽量化を図る。また、特殊な消防需要に対処するため、はしご付き消防自動車、救助工作車、化学消防自動車等の常備消防機関における配備を推進する。
- (3) 国が示す所要基準に達するよう消防水利施設を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、防火水槽は用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
- (4) 火災救急現場への出動等の迅速な消防活動に対処するため、常備消防機関の署内の充実を図る。
- (5) 毎年定期的に資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- (6) 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- (7) 災害時の災害対策拠点施設としての役割を果たすため、筑紫野太宰府消防組合消防本部及び筑紫野消防署の庁舎建設事業計画を推進していくことで、耐震性の強化を図る。
- (8) 住民からの119番通報の受付から、各種災害への早期対応及び大規模災害等発生時における状況把握等において、最も重要な防災設備である高機能消防指令センターの整備・更新を進めていく。

第12節 災害備蓄物資等整備計画

第1項 備蓄物資等の整備

第1項 備蓄物資等の整備

《 基本方針 》

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

《 計画目標 》

1. 備蓄物資計画

防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備するよう検討する。

検討する備蓄計画については、以下の内容が考えられる。

- (1) 食糧等
- (2) 生活必需品等
- (3) 医薬品等
- (4) 仮設住宅等

2. 段階的な備蓄

- (1) 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進する他、次の段階的な備蓄を推進する。

- 1) 事業所、住民等での備蓄
 - 2) 流通在庫備蓄
 - 3) 協定の締結による備蓄、調達
 - 4) 応急対策従事者のための備蓄
- (2) 事業所、住民等での備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報誌や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

- (3) 流通在庫備蓄

- 1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が困難な被災者に対して速やかに食

糧の供給ができるよう、市は公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

- 2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、要配慮者への対応も考慮する。
- (4) 応急対策従事者のための備蓄
- 効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食糧、飲料水の確保に努める。

3. 備蓄物資の運用

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄を進め、平常時から活用方法と無理・無駄のない運用を検討しておく。

第13節 気象等観測体制の整備

第1項 気象等観測体制の整備

第1項 気象等観測体制の整備

《 基本方針 》

本市の災害の特性は、土砂災害や浸水害が最も危険性の高いものとして考えられる。これらは集中豪雨等によって引き起こされるもので、その意味では降水量のデータが非常に重要となる。

そのため市は気象に関する自然災害防止を図るため、福岡管区気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努めるものとする。

《 現況/課題 》

土砂災害や河川の氾濫の危険性は、集中豪雨等によって引き起こされるもので、降雨量のデータ蓄積が非常に重要となる。同時に地方気象台や県から気象予報、警報として伝達されるが、局地的な豪雨等の場合には必ずしも的確な情報を得にくい場合がある。

現在、雨量観測所及び水位観測所の現況は次のとおりである。

◆筑紫野市の雨量観測所

《 雨量観測所 》		
区分	設置場所/測定管理者	種別
雨量	山口浄水場（市）	テレメーター
雨量	常松浄水場（市）	テレメーター
雨量	消防署	自記
雨量	原田（国）	テレメーター
雨量	山神ダム（県）	テレメーター
雨量	上村（県）	テレメーター
雨量	針摺東（県）	テレメーター

令和7年 福岡県水防計画書

◆筑紫野市の水位観測所

《 水位観測所 》		
区分	設置場所/測定管理者	種別
水位	御笠橋（宝満川）（県）	テレメーター
水位	下見橋（宝満川）（県）	テレメーター
水位	針摺東（山口川）（県）	テレメーター
水位	水呑（山口川）（県）	自記 テレメーター
水位	平等寺（山口川）（県）	自記 テレメーター
水位	紫橋（高尾川）（県）	テレメーター
水位	平成橋（高尾川）（県）	テレメーター

令和7年 福岡県水防計画書

◆筑紫野市の地震計

《 計測震度計 》		
区分	設置場所/測定管理者	種別
計測震度計	筑紫野市役所（県）	テレメーター
計測震度計	湯大道公園（国）	テレメーター

《 計画目標 》

1. 気象等観測体制の整備

- (1) 市は、雨量観測、水位観測施設等の整備充実を検討する。
- (2) 通常的气象情報をはじめ、地方气象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための組織体制や避難計画に活用するための組織体制の整備充実を努めるものとする。
- (3) 気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実を努めるものとする。
- (4) 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり防止箇所内の住民の避難が円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備を検討する。
- (5) 災害発生危険予知や適切な避難指示（緊急）、勧告発令ができるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請する。
- (6) 河川氾濫、土砂災害等の危険性が高い地区での雨量観測所の新設を検討する。
- (7) 市全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できる施設の整備を推進する。

第14節 避難所等整備計画

第1項 避難路整備計画

第2項 避難場所整備計画

第3項 避難所・設備整備計画

《 基本方針 》

市は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

避難所の選定にあたっては、安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。原則として、小地区公民館は自主避難所とし、コミュニティセンター等を主たる避難所（一次避難所）として選定する。また、教育施設等は大規模な避難が必要な場合の避難所（二次避難所）として使用する。

介護等の必要がある要配慮者が利用できる福祉避難所を別途選定する。避難所の選定、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の分類については、夜間の災害発生や、避難の長期化等も考慮して行うことが必要となる。

指定緊急避難場所	災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される施設又は場所。
----------	----------------------------------

指定避難所	災害の危険性がある際に、住民が一定期間滞在し避難生活を送る施設。
自主避難所	自主防災組織の運営による避難所。避難指示の有無を問わず、住民の判断で利用できる。小地区公民館がこれにあたる。
一次避難所	市民居住地の近辺の主たる避難所で、通常はここに避難する。コミュニティセンターなどがこれにあたる。
二次避難所	大規模な災害で避難人員が多い場合や、一次避難所が避難所として不適當になった場合に使用する。小・中学校などがこれにあたる。
福祉避難所	要配慮者を滞在させることが想定される施設にあって、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設がこれにあたる。

災害から住民の生命等を守る避難所には、以下の条件が必要である。

- (1) 避難の動機となった一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害や、その他の災害に対しても安全であること。
- (2) 高齢者や子ども等の要配慮者の避難を考慮して、避難所はなるべく居住地の近辺にあること。
- (3) 避難所への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難所に到達できること。

《 現況/課題 》

本市においては指定緊急避難場所、指定避難所（自主避難所、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所）を指定し、避難所標識の設置、防災マップ及び市ホームページに掲載するなど住民への周知を図っている。しかし災害の種類、規模及び発生した時間帯によっては、避難所としての機能が十分に満たされない箇所がある。

市は地域の特性等考慮し、今後早急にその整備を図り、また夜間の災害発生や、避難の長期化等に対応した避難所運用マニュアルを整備する。

第1項 避難路整備計画

《 計画目標 》

1. 避難路整備計画

市は、震災時及び風水害時等において、住民が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

2. 避難路の選定

避難地等へ避難するための避難路は、下記項目を参考に検討する。

- (1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。
- (3) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (4) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- (5) 避難地等の周辺では、できる限り進入避難路を多くとること。
- (6) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (7) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- (8) 防火水槽等の貯水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (9) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (10) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

3. 避難路の整備

- (1) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努める。
- (2) 避難路上の障害物件を除去する。

4. 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難所等への誘導及び避難路の安全確保を図るものとする。

- (1) 火災に対する安全性の強化
必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- (2) 主要道路における設備等の整備
主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備する。
- (3) 危険物施設等に係る防災措置
 - 1) 危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。
 - 2) 上水道施設
避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。
 - 3) 電力施設（九州電力送配電株式会社）
避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。
 - ア. 設備強化
 - a. 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
 - b. 電線の接触による短練断線防止策として、絶縁電線を使用する。
 - c. 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。
 - イ. 設備管理
避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。
- (4) ガス施設（筑紫ガス株式会社、西部ガス株式会社）
避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施するよう要請する。
- (5) その他の占用物件
避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第2項 避難場所整備計画

《 計画目標 》

1. 避難場所の選定

災害から住民の生命等を守る避難場所は、次の条件が必要である。

避難所の一部は、災害発生時における一時的な避難場所としての機能も有しており、避難行動の初動段階から受け入れが可能な施設については、避難所・避難場所の両機能を兼ねるものとして位置づける。

また、大規模公園など地域住民が集まりやすい屋外空間については、地震や火災等の際の一時避難や屋外退避のための避難場所として指定することを検討する。

指定緊急避難場所の基準

地震以外を対象

(①かつ②を満たすこと。ただし、②を満たさない場合には、①かつ③を満たすこと。)

①	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者等に開放されること イ 居住者等の受入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと
②	異常な現象（地震を除く）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という）内にあるものであること
③	ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること イ 洪水、高潮、津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに居住者等受入用部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること

地震を対象

①	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者等に解放されること
②	居住者等の受け入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下、転落若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと

2. 避難場所の整備

避難誘導を円滑に行うため避難場所周辺に避難場所標識の設置を検討するとともに、避難場所を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ避難場所として案内するランド・マークの設置もあわせて検討する。

第3項 避難所・設備整備計画

《 計画目標 》

1. 避難所・設備整備計画

(1) 避難所の基準

- 1) 自主避難所は、小地区公民館とし地域の防災組織で管理運営をおこなうことを原則とする。
- 2) 一次避難所は、居住地の近辺の主たる避難所で通常はここに避難することになる。
- 3) 二次避難所は、大規模な災害で避難人員が多い場合や、一次避難所が避難所として不適当になった場合に使用する。
- 4) 福祉避難所は、要配慮者が優先的に使用する。
- 5) その他、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用する。また、避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

以上の避難所・避難路について、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておくものとする。また、収容予定地区及び施設管理者等のリストを平常時において作成しておき、災害時の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

(2) 避難所の選定基準【資料編*1*2 参照】

- 1) 避難所候補地として、同行政区内の小・中学校、コミュニティセンター、小地区公民館等の公的施設を選定する。
- 2) 候補地の避難所が土砂災害等の危険区域である場合には、隣接地区の小地区（自治）公民館、コミュニティセンター、または小・中学校等を選定する
- 3) 同行政区内に小地区公民館等の施設が無い場合には、隣接地区の公民館、コミュニティセ

*1 ● 資料 2.14.1 「避難所に必要な施設設備（例）」

*2 ● 資料 2.14.2 「各種の避難施設」

ンターを選定する。

- (3) 災害危険地区内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。
- (4) 一人あたりの避難所面積は、原則として3.5㎡/人以上とし、この基準により算定される。収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、避難所の新設や拡張等について検討する。
- (5) 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していくものとする。また、不足設備等の緊急調達法や場所について事前に検討しておく。
- (6) 空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を進める。
- (7) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。
- (8) 二次避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設（ヘリコプターの発着場等）の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。
- (9) 給水施設
避難所における給水活動を円滑に行うため次の措置を講ずる。
 - 1) 避難所等用地内または周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
 - 2) 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。
- (10) 応急救護所等
避難所等における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう避難所等用地内部の整地、公用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。
- (11) 進入口
進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある避難所について進入口の拡張、増設を検討する。
- (12) 災对本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。
- (13) トイレの確保
発災後初期段階では、50人に1基、中期段階では20人に1基とし、男性用と女性用の割合が1:3となるように想定避難者数に応じて検討する。
- (14) 入浴施設の確保
シャワーや仮設風呂などの入浴施設を50人に1つ設け、男女別に提供を検討する。

《 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(1) 》

施設名称 (■：指定緊急避難場所、●：指定避難所)		収容可能 人数*	建物 構造	所在地	連絡先	洪水	土砂	地震
一 次 避 難 所								
1	二日市コミュニティセンター	■● 192	RC	二日市中央5-5-18	920-5123	▲	○	○
2	二日市東コミュニティセンター	■● 329	RC	石崎1-1-7	918-5600	○	○	○
3	御笠コミュニティセンター	■● 249	RC	吉木2496-1	922-2601	○	▲	○
4	山家コミュニティセンター	■● 303	RC	山家2850-1	926-2809	○	▲	○
5	山口コミュニティセンター	■● 225	RC	古賀196-1	922-2551	▲	○	○
6	筑紫南コミュニティセンター	■● 259	RC	原田4-16-6	919-8400	○	○	○
7	筑紫コミュニティセンター	■● 287	RC	筑紫1571	926-2913	○	○	○
8	生涯学習センター	■● 441	RC	二日市南1-9-3	918-3535	○	○	○
二 次 避 難 所								
9	天拝小学校	■● 347	RC	天拝坂6-1-1	918-6761	○	○	○
10	二日市小学校	■● 608	RC	二日市西2-2-1	922-3064	○	○	○
11	二日市北小学校	■● 263	RC	二日市北8-2-1	922-1611	○	○	○
12	二日市東小学校	■● 523	RC	紫7-4-1	922-2504	○	○	○
13	山口小学校	■● 236	RC	萩原850-1	922-2554	▲	○	○
14	吉木小学校	■● 205	RC	吉木2526-2	922-2681	○	▲	○
15	阿志岐小学校	■● 205	RC	阿志岐2350	922-2602	▲	○	○
16	山家小学校	■● 205	RC	山家4341	926-2819	○	○	○
17	筑紫小学校	■● 237	RC	筑紫531	926-1786	○	○	○
18	原田小学校	■● 321	RC	美しが丘南2-10-5	926-1156	○	○	○
19	筑紫東小学校	■● 325	RC	光が丘2-3-1	927-1112	○	○	○
20	二日市中学校	■● 299	RC	紫1-6-1	923-2101	○	○	○
21	天拝中学校	■● 329	RC	立明寺458-1	922-4631	○	○	○
22	筑紫野中学校	■● 284	RC	針摺東4-6-1	925-5502	○	○	○
23	筑山中学校	■● 334	RC	下見585-1	926-2915	▲	○	○
24	筑紫野南中学校	■● 483	RC	美しが丘南5-9-2	927-3300	○	○	○
25	京町隣保館・児童センター	● 167	RC	二日市北4-1-5	922-4919	○	○	○
26	永岡隣保館	● 141	RC	永岡1439	922-4826	○	○	○
27	美咲隣保館	● 223	RC	美咲9-3	926-4136	▲	○	○
28	岡田隣保館	● 100	RC	岡田1-24-2	926-3642	▲	○	▲
29	農業者トレーニングセンター	● 723	RC	諸田172	923-6290	○	○	○
30	勤労青少年ホーム	● 308	RC	諸田169	925-4801	○	○	○
31	筑紫野市文化会館	● 532	RC	上古賀1-5-1	925-4321	○	○	○
福 祉 避 難 所								
32	総合保健福祉センター「カミーリヤ」	■● 1536	RC	岡田3-11-1	920-8000	▲	○	○

《 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(2) 》

施設名称 (■：指定緊急避難場所、●：指定避難所)		収容可能 人数※	建物 構造	所在地	連絡先	洪水	土砂	地震
自主避難所								
1. 天 拝 小 学 校								
33	天拝坂公民館	■● 90	S	天拝坂6-2-5	929-3040	○	▲	○
34	杉塚公民館	■● 43	木	杉塚2-9-8	710-2727	○	○	○
35	北杉塚公民館	■● 30	RC	杉塚7-7-18	922-9495	○	○	▲
36	塔原公民館	■● 81	RC	塔原西2-16-1	924-5127	○	○	▲
37	大門公民館	■● 50	木	塔原南2-9-1	928-6116	○	▲	○
2. 二 日 市 小 学 校								
38	六反公民館	■● 77	RC	塔原東1-2-20	924-6969	○	○	▲
39	本町公民館	■● 46	S	二日市中央5-5-14	923-7301	▲	○	○
40	三地区(中央・栄町・昭和)公民館	■● 44	RC	二日市中央3-5-7	921-3876	▲	○	○
41	次田区公民館	■● 37	RC	二日市西1-3-5	925-5337	▲	○	○
42	大坪公民館	■● 36	RC	二日市西4-8-27	923-1800	▲	○	○
43	鳥居公民館	■● 77	その他	二日市西2-4-3	925-4230	○	○	▲
44	湯町公民館	■● 146	RC	湯町2-4-13	924-6968	○	○	○
45	上古賀公民館	■● 112	S	上古賀3-2-27	928-0490	○	○	○
3. 二 日 市 北 小 学 校								
46	宮田町公民館	■● 75	RC	二日市北1-25-1	925-5251	○	○	○
47	京町公民館	■● 88	S	二日市北4-4-14	921-3139	○	○	○
48	曙町公民館	■● 59	木	二日市北8-5-8	922-9718	○	○	○
49	松ヶ浦公民館	■● 31	木	紫1-8-2	925-0862	○	○	○
4. 二 日 市 東 小 学 校								
50	紫公民館	■● 81	RC	紫1-20-11	921-1321	▲	○	○
51	天神公民館	■● 29	木	二日市中央2-12-16	925-4111	▲	○	▲
52	旭東(旭町・東町)公民館	■● 50	S	二日市中央1-7-20	923-3395	▲	○	○
53	東新町公民館	■● 36	木	紫7-5-10	924-4974	○	○	○
54	紫ヶ丘公民館	■● 65	木	紫5-5-20	922-3917	○	○	○
55	石崎公民館	■● 35	木	石崎2-5-1	923-2640	○	○	▲
56	若葉中原公民館	■● 73	S	石崎3-14-1	921-9200	○	○	○
57	針摺公民館	■● 98	S	針摺中央2-8-16	925-4441	○	○	○
58	針摺東公民館	■● 61	S	針摺東3-1-3	925-4729	○	○	○
59	俗明院公民館	■● 83	RC	俗明院1-11-12	921-3583	▲	○	○
60	朝倉街道団地公民館	■● 42	木	針摺南2-12-24	922-9426	▲	○	▲
5. 山 口 小 学 校								
61	古賀公民館	■● 67	S	古賀675-1	922-9881	○	○	○
62	立明寺公民館	■● 60	RC	立明寺432-1	924-1804	○	○	○
63	むさしヶ丘公民館	■● 85	RC	むさしヶ丘2-28-23	922-9796	○	○	○
6. 吉 木 小 学 校								
64	西吉木公民館	■● 52	木	吉木2431-1	924-0404	○	○	▲
65	東吉木公民館	■● 62	S	吉木1005-5	924-7105	○	▲	○
66	パピリオン葉光	■● 54	その他	吉木1514-17	-	○	▲	○
67	宮の森公民館	■● 42	S	原714-19	925-8719	○	○	○
68	みかさ台公民館	■● 60	S	吉木2331-28	922-9435	○	○	○

《 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(3) 》

施設名称 (■：指定緊急避難場所、●：指定避難所)		収容可能 人数※	建物 構造	所在地	連絡先	洪水	土砂	地震
7. 阿志岐小学校								
69	天山公民館	■● 49	木	天山560-5	926-2426	○	○	○
70	上阿志岐東公民館	■● 25	木	阿志岐228	921-4170	○	○	○
71	上阿志岐西公民館	■● 53	木	阿志岐2468-2	925-6531	○	○	▲
72	下阿志岐公民館	■● 33	木	阿志岐1512-3	921-4046	▲	○	▲
73	牛島公民館	■● 42	木	牛島330-70	-	○	○	○
8. 山家小学校								
74	山家1区公民館	■● 26	木	山家615-6	-	○	○	▲
75	山家3区公民館	■● 36	木	山家3065-1	926-4870	○	○	▲
76	山家6区公民館	■● 30	木	山家4758-4	926-1329	○	○	○
9. 筑紫小学校								
77	永岡公民館	■● 87	RC	永岡596-4	922-9873	○	○	▲
78	筑紫駅前通公民館	■● 58	S	筑紫駅前通1-136-2	927-1696	○	○	○
79	城山公民館	■● 35	木	筑紫1125-1	926-4966	○	○	▲
80	筑紫公民館	■● 46	木	筑紫1615	926-5577	○	○	○
81	ちくし台公民館	■● 41	S	筑紫117-105	926-4871	○	○	○
82	ちくしヶ丘公民館	■● 20	S	筑紫667-204	926-5185	○	○	○
83	若江公民館	■● 54	木	若江536	926-4974	○	○	○
84	下見公民館	■● 57	RC	下見347-4	926-4990	▲	○	○
85	岡田公民館	■● 37	RC	岡田2-22-1	926-6588	○	○	○
86	諸田公民館	■● 32	木	諸田118	926-4877	○	○	○
87	常松公民館	■● 44	その他	常松357-1	926-5882	○	○	○
88	桜台公民館	■● 89	S	桜台1-270-17	922-9802	○	○	○
10. 原田小学校								
89	美しが丘南公民館	■● 124	S	美しが丘南3-501-64	927-0885	○	○	○
90	原田公民館	■● 198	RC	原田4-12-1	926-1800	○	○	○
91	原田公民館上原田分館	■● 35	木	原田2180	926-1795	○	○	○
92	原田公民館原田新町分館	■● 50	木	原田7-10-7	926-4981	○	○	○
11. 筑紫東小学校								
93	光が丘公民館	■● 96	木	光が丘4-4-1	926-2775	○	○	○
94	美しが丘北公民館	■● 94	S	美しが丘北3-3-2	926-7034	○	○	○
95	隈公民館	■● 65	S	大字隈177-1	926-4937	○	○	○
96	西小田公民館	■● 44	木	大字西小田736-5	926-5588	▲	○	○
97	馬市公民館	■● 32	木	大字西小田64-30	926-5183	○	○	○

その他地域公民館については災害の種類、規模により適宜使用する。

※ 収容可能人数

建物の収容基準：4㎡あたり1人、学校は屋内運動場を算出

※ 構造

S:鉄骨造、RC:鉄筋コンクリート造、木:木造

《 指定緊急避難場所 》

施設名称		所在地	連絡先	洪水	土砂	地震
1. 都市計画公園（近隣公園）						
1	原田公園	美しが丘南1丁目11-7		○	○	○
2	五郎山公園	原田3丁目9-5		○	○	○
3	隈公園	光が丘2丁目4番1		○	○	○
4	二日市公園	二日市北1丁目9番534、7番556-1外		○	○	○
5	天拝坂中央公園	天拝坂6丁目4番地1		○	○	○
6	岡田中央公園	岡田1丁目10-1		○	○	○
2. 都市計画公園（総合公園）						
7	筑紫野市総合公園	大字山口339-1外		○	○	○
3. 都市計画公園（特殊公園）						
8	天拝公園	大字武蔵629-1		○	▲	○

《 協定締結避難所 》

番号	施設名称	電話番号	所在地	締結年月日	備考
1	福岡県農業大学校	925-2403	大字吉木 767	平成 25 年 7 月 1 日	
2	福岡県立武蔵台高等学校	925-6441	天拝坂 5-2-1	平成 25 年 7 月 10 日	
3	福岡県立筑紫高等学校	924-1511	針摺東 2-4-1	平成 25 年 9 月 11 日	
4	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	925-3053	大字牛島 151	平成 30 年 3 月 26 日	福祉避難所
5	福岡県立福岡視覚特別支援学校	924-1101	大字牛島 114	平成 30 年 3 月 26 日	福祉避難所

第15節 広域応援体制整備計画

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 基本方針 》

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておくものとする。

《 現況/課題 》

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するための相互応援協定が下記のとおり締結されている。

- ① 消防組織法39条に基づく佐賀県三養基郡基山町と福岡県筑紫郡筑紫町に間の消防相互応援協定
(昭和42年6月16日締結)
 - ② 福岡県消防相互応援協定(平成18年10月10日締結)*1
 - ③ 福岡都市圏市町村消防相互応援協定(平成18年10月10日締結)*2
 - ④ 筑紫野市・小郡市・朝倉郡筑前町消防相互応援協定(平成17年3月22日締結)
 - ⑤ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成17年4月26日締結)*3
 - ⑥ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領(平成17年4月26日締結)*4
- この他の協定・覚書等防災体制の拡充が必要である。

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

《 計画目標 》

1. 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平素から災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく相互応援の体制整備を推進する。

第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

《 計画目標 》

1. 県、市と自衛隊との連携体制の整備

県、市及び自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱(平成7年8月設置)」にお

*1 ● 資料 2.15.1 「福岡県消防相互応援協定書」

*2 ● 資料 2.15.2 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

*3 ● 資料 2.15.3 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

*4 ● 資料 2.15.4 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領」

る協議や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 現況/課題 》

消防本部では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして、「福岡県消防相互応援協定」、県境隣接を対象としての「福岡佐賀県境隣接常備消防応援協定」がある。

《 計画目標 》

1. 関係機関の体制整備

(1) 警察（筑紫野警察署）

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体勢の整備に努めるものとする。

第16節 要配慮者等安全確保体制整備計画

第1項	避難支援に必要な情報の整理
第2項	社会福祉施設、病院等の対策
第3項	避難行動要支援者
第4項	在宅要配慮者対策
第5項	要配慮者への防災教育・訓練等の実施

《 基本方針 》

要配慮者は、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保を図るものとする。

高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

(1) 発生時間と対策の対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等考える最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

このため、要配慮者の安全確保においても自主防災組織等、近隣住民の協力が重要となる。

(3) 要配慮者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の動向は増加し、アジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施が必要である。

《 現況/課題 》

市内には、老人ホーム等の社会福祉施設、総合病院、有床診療所が複数存在している。

要配慮者の対象となる75歳以上の人口は12,055人（令和2年国勢調査（総務省統計局））であり、市内人口の総数に占める割合は11.6%である。高齢化の進行に伴って、要配慮者数の増加、特に、寝たきり老人や独居老人といった何らかの援助を要する者等（以下「在宅要配慮者」という。その他、自宅療養者や障がい者等を含む。）は、確実に増加することとなる。現在、在宅要配慮者の所在や人員等についての把握や、組織体制の充実を図っている。

このような在宅要配慮者に関しては、福祉や医療の問題にとどまらず、災害時の防災面における地域対応等の問題を抱えている。

第1項 避難支援に必要な情報の整理

《 計画目標 》

1. 避難支援に必要な情報の整理

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）に則り、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と情報共有を行う。

第2項 社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

1. 組織体制の整備

(1) 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時での要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 社会福祉施設、病院等の体制【資料編*1 参照】

要配慮者が利用する社会福祉施設・病院等の経営者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

- (1) 社会福祉施設及び病院等の管理者に対し、災害時における要配慮者の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。
- (2) 社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。
- (3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。
- (4) 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域若しくは洪水又は雨水出水浸水想定区域内に位置する社会福祉施設及び病院等の管理者は、土砂災害防止法・水防法に基づき避難確保計画の作成、避難訓練を行い、利用者の円滑な避難の確保を図る。

第3項 避難行動要支援者

《 計画目標 》

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握を行うものとする。

*1 ● 資料2.16.1「市内要配慮者利用施設」

2. 避難行動要支援者等の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次に掲げる要件に該当するもの、要件から漏れた者のうち自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望するものとする。

- (1) 要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者であって、視覚、聴覚又は肢体不自由の障がいのあるもの
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) 市の生活支援を受けている指定難病患者
- (6) その他、市長が必要と認めた者

3. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に関して必要と認める事項

4. 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

(1) 避難行動要支援者名簿の利用

市は、災害発生時に備えて避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備えて避難支援等の実施に必要な限度であって、避難行動要支援者の同意が得られた場合は、平時から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、コミュニティ運営協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、避難支援等関係者という。）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対して避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

なお、災害の危険が過ぎ去った後は、提供した避難行動要支援者名簿情報のうち同意を得ていない部分を回収するものとする。

5. 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、定期更新を行うものとし、避難行動要支援者の避難支援等に必要な事項に変化が生じたとき、若しくは転居又は入院により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、その都度更新を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿の更新を行ったときは、避難支援等関係者に情報を提供し、情報共有を図るものとする。

6. 個別避難計画の作成、利用及び提供

(1) 個別避難計画の作成

市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うため、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別避難計画を作成するものとする。

(2) 個別避難計画の利用及び提供

市は、災害の発生に備え、又は災害時における適切な避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載され、又は記録された情報を内部で利用することができる。また、個別避難計画の対象者の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対し、当該情報を提供するものとする。ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、対象者の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に当該情報を提供するものとする。

なお、災害の危険が過ぎ去った後は、提供した個別避難計画情報のうち同意を得ていない部分については、可能な限り速やかに回収するものとする。

7. 避難行動要支援者に関する個人情報の保護

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに活用にあたっては、災害対策基本法第49条の10、第49条の11、第49条の14及び第49条の15の規定に基づき、災害時における円滑かつ的確な避難支援の実施を目的として、記載される個人情報（住所、氏名、連絡先、支援に関する必要事項等）は、避難支援を行うために必要な範囲内で収集・管理し、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に準拠し、適正に管理するものとする。

市及び避難支援等関係者は、提供を受けた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を厳重に保管し、知り得た避難行動要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らしてはならない。

第4項 在宅要配慮者対策

《 計画目標 》

1. 在宅要配慮者対策

(1) 防災施設設備等の整備

一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。

(2) 支援体制の整備

- 1) 一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。
- 2) 要配慮者自身の災害対応能力及び在宅要配慮者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。
- 3) 地域包括支援センターやケアマネージャー等と連携して、災害時の在宅要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。
- 4) 人工透析患者に対しては、全国腎臓病患者連絡協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

2. 在宅要配慮者を考慮した防災基盤の整備

- (1) 要配慮者自身の災害対応能力及び在宅要配慮者の分布等を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。
- (2) 福祉ボランティア活動や地域福祉活動の拠点として、総合保健福祉センターを有効に利用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。また、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。
- (3) 保健、医療、福祉の連携を基盤とした「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の推進等、地域保健医療の充実に努める。

第5項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

《 計画目標 》

1. 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

(1) 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

(2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第17節 市民等の防災力の向上

第1項 市民が行う防災対策

第2項 自主防災組織の整備

《 基本方針 》

本市では、安全で快適なまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民みんなの参加が重要である。また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。

災害時に地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、市は、地域住民を中心とした行政区単位の「地域自主防災組織」と危険物や文化財等を管理する機関・組織単位での「職域自主防災組織」に対し以下の項目等の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知
- (2) 避難路・避難所等を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- (3) 地域内の要援護者の把握
- (4) 情報収集・伝達経路の確立
- (5) 防災訓練の実施

《 現況/課題 》

住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成につながる。

本市では、行政区において自主防災組織が構築され、そのほかに筑紫野市少年消防クラブが組織されており、それぞれ積極的な活動が行われている。

第1項 市民が行う防災対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

第1 市民が行う主な防災対策

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- (5) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の飲料水・食料・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 市又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第2項 自主防災体制の整備

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、市は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

- 2 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

第2 自主防災体制の整備

- 1 組織 自主防災に係る主な組織は、次のとおりである。

- (1) 自主防災組織 自治会、町内会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。
- (2) 施設、事業所等の防災組織 多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。
- (3) 公共的団体等の防災組織 女性（婦人）会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

- 2 活動内容 自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

- (ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- (イ) 地域住民の任務分担に関すること。
- (ウ) 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (カ) 指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 救助用資器材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。
- (ウ) 避難訓練避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
- (エ) 救出及び救護の訓練家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域。

ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

(オ) 炊き出し訓練災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊出しができるよう実施する。

(カ) 災害図上訓練 市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(キ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(ア) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）が異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な協力者となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

(イ) 自主防災組織と地域との連携の促進

地域社会においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域社会では、自治会や町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等の各種団体も存在する。このような各種団体は比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な協力者となりうる。

そこで、このような各種団体に対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力できるよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

負傷者に対し応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

エ 避難の実施

市町村長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

a 市街地.....火災、落下物、危険物

b 山間部、起伏の多いところ.....崖崩れ、地すべり

(イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度とする。

(ウ) 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

オ 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらを円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

(1) 市の役割

市は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

ア 市は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。

ウ 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

エ 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。

オ 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

カ 市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知しなければならない。

キ また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防

災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。

5 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が市防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。当該素案が市防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

《地区防災計画》

計画名	作成日	提案者
御笠地区防災計画	令和7年5月17日	御笠まちづくり協議会

《自主防災組織の活動内容例》

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	ア. 地域災害史や体験談の掘り起こし イ. ハザードマップなどによる災害についての学習 ウ. 学習会や講演会の開催 エ. 応急手当知識の普及
	広報活動	ア. ミニコミ誌やパンフレット類の発行 イ. 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ. 情報伝達経路の確立 エ. まちづくりマップの作成
	点検活動	ア. 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ. 避難路、避難施設の点検整備 ウ. 要援護者等の把握 エ. 防犯パトロール（夜間）との連携
	資機材整備	ア. 防災資機材の整備、点検 イ. 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア. 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ. 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ. 市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア. 災害、被害情報の収集伝達 イ. 避難指示（緊急）、勧告の伝達 ウ. 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア. 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ. 被害箇所の応急復旧 ウ. 初期消火活動
	避難誘導活動	ア. 避難路、避難所の安全確認 イ. 避難路、避難所の指示 ウ. 要介護者、子ども等要援護者の避難補助 エ. 避難誘導
	救出救護活動	ア. 負傷者等の救出 イ. 負傷者等の応急手当
	避難所管理運営活動	ア. 避難所の管理全般 イ. 避難所の運営全般
	給食給水活動	ア. 食糧、飲料水等の確保 イ. 炊き出し等の給食活動 ウ. 給水活動 エ. その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア. 文化財等の安全確保 イ. 治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「炊き出し」、「災害時要援護者の早期避難」訓練等を重視して重点的に行う。

第18節 防災知識普及計画

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1項 | 職員に対する防災教育 |
| 第2項 | 一般住民に対する防災知識の普及 |
| 第3項 | 防災に関する調査研究計画 |
| 第4項 | 防災意識調査 |
| 第5項 | 防災相談 |

《 基本方針 》

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。したがって市では、次の基本方針に基づき防災教育、訓練、調査等を行う。

- (1) 地域、職場、学校等と連携した防災訓練の実施
- (2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- (3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- (4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- (5) 学校での防災教育の推進
- (6) 災害危険箇所等の調査、点検

防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独または共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

《 現況/課題 》

本市では、市のホームページ及び広報誌「広報ちくしの」に重要水防箇所や避難所等の情報の掲載と、消防本部による消防広報「警鐘」に防災情報等の掲載を行っている。

また、地域住民(学校)等に防災訓練への参加の呼び掛けを通じて、防災知識の普及に努めている。

第1項 職員に対する防災教育

《 計画目標 》

1. 職員に対する防災知識普及

(1) 防災教育の方法

市は、防災業務に従事する職員に対し災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- 1) 講習会、研修会等の実施
- 2) 現地調査等の実施
- 3) 防災活動手引き等印刷物の配布
- 4) 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加

(2) 教育の内容

- 1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 2) 非常召集の方法
- 3) 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
- 4) 過去の主な被害事例
- 5) 防災知識と技術
- 6) 防災関係法令の運用
- 7) その他の必要な事項

(3) 災害対策実施要領（災害対応マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや避難所管理マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

第2項 一般住民に対する防災知識の普及

《 計画目標 》

1. 住民に対する防災知識普及

(1) 防災知識の普及の方法

- 1) 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催
- 2) 防災マップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布
- 3) 防災ビデオ等を用いての地域防災講習会の開催
- 4) 防災活動の中心となる地域活動拠点の整備についての検討
- 5) 防災行政無線、広報紙、広報車及びインターネットの利用
- 6) ラジオ、テレビ等の放送機関の利用

(2) 防災知識の普及の内容

市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対しハザードマップ等を示し、その習熟をうながしながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

さらに、市は地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ等をわかりやすく作成

し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発及び防災リーダーの育成に努めるものとする。

《 防 災 知 識 の 普 及 内 容 》

- ア. 災害危険箇所、危険区域
- イ. 食糧・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ. 非常持ち出し品の準備
- エ. 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ. 災害発生時に取るべき行動
- カ. 避難所での行動
- キ. 災害時の連絡体制の確保
- ク. 気象及び予報・警報に関すること
- ケ. 過去の災害の紹介
- コ. その他の必要事項

(3) 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

2. 学校における防災知識普及

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

- (1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- (2) 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- (6) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- (7) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- (8) 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制確立
- (9) 「学校防災マニュアル作成の手引き」によるマニュアル等の作成

3. 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の危険予想区域内の住民に避難者心得を周知しておく。

- (1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び市の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- (3) 避難所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人と連絡方法を定めておく。
- (5) 非常時持出袋を準備しておく。

第3項 防災に関する調査研究計画

《 計画目標 》

1. 防災に関する調査研究計画

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査研究を行う。

- (1) 防災パトロールの実施
市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。
- (2) 対策会議の開催
防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。
- (3) 防災に関する研究成果等の収集
防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第4項 防災意識調査

《 計画目標 》

1. 防災意識調査

住民の防災意識を把握するためアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第5項 防災相談

《 計画目標 》

1. 防災相談

建築物の防火、耐震強化等を中心に防災相談所の開設を実施する。

第19節 訓練計画

第1項 防災訓練

第1項 防災訓練

《基本方針》

防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

《現況/課題》

本市では、毎年、太宰府市と合同による総合防災訓練を実施している。

《計画目標》

1. 防災訓練

(1) 総合防災訓練

市は、防災体制の万全を期するため、消防本部をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震・大雨等による災害を想定し、気象情報の収集・伝達、市災対本部設置、被災地情報の収集、偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

訓練の実施にあたっては、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮する。

(2) 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、市は関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独または共同して防災訓練を実施する。

1) 実施時期

毎年、防災週間に合わせて行う。

2) 訓練の種目

- ア. 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- イ. 災害による被害状況の把握
- ウ. 救出、救護訓練
- エ. 給水、炊出し訓練
- オ. 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- カ. 防疫訓練
- キ. 通信訓練（電話、無電、伝達）
- ク. 輸送訓練（資材、器材、人員）
- ケ. 初期消火訓練

- コ. 水防訓練
- サ. 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練
- シ. 工法訓練（各水防工法）
- ス. その他

2. 各種防災訓練計画

(1) 初動対応訓練

1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

(2) 水防訓練

市または水防管理団体は水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水予報・警報等の伝達、水位・雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防広報、樋門等の操作、避難等の訓練を実施する。

出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上または実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

《 水 防 訓 練 計 画 》

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア. 観測訓練 イ. 通信訓練 ウ. 動員訓練 エ. 輸送訓練 オ. 工法訓練 カ. 樋門訓練 キ. 避難訓練 ク. 炊出訓練 ケ. 救助訓練

(3) 消防訓練

市は、災害時に対応できる災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟をはかり、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を毎年実施する。

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防団、消防本部及び県が共同して訓練を実施する。

《 消防訓練実施要領 》	
実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア. 消防機械器具操法訓練 イ. 機械運用及び放水演習 ウ. 操縦訓練 エ. 通信連絡訓練 オ. 非常召集訓練 カ. 出動訓練 キ. 人命救助訓練 ク. 飛び火警戒訓練 ケ. 破壊消防訓練 コ. 林野火災防ぎょ訓練 サ. 車両火災防ぎょ訓練 シ. 危険物等特殊火災防ぎょ訓練 ス. 自衛消防教育訓練 セ. 災害応急対策訓練

(4) 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関係のある防災関係機関は、高圧ガス製造工場、危険物類貯蔵また取扱施設等における災害に対処するため、単独または共同で、化学消火、危険物の除去等の訓練を実施する。

(5) 林野火災対策訓練

林野火災対策訓練に関係のある防災関係機関は、林野火災に対処するため、単独または共同で、火災防ぎょ訓練、通信訓練、消火資機材の輸送等の訓練を実施する。

(6) 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

大規模な地震災害等具体的災害の設定を行い、災害発生直後の派遣要請の円滑な対応、災害情報の収集、指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等机上訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練

及び研修会等の実施に努める。

(7) 地域避難救助訓練

- 1) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、行政区や地区町内会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動と複合で、または単独で実施する。
- 2) 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練
防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
- 3) 危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施
地域の実情に応じて、夜間を想定したものも行う等の避難訓練を行う。

実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団 行政区、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	ア. 情報連絡訓練 イ. 避難所開設訓練 ウ. 要介護者避難訓練 エ. 避難誘導訓練 オ. 救出、救護訓練 カ. 給食、給水訓練 キ. 初期消火、水防訓練

(8) 学校避難訓練

各学校は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- 1) 想定される被害について、学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- 2) 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- 3) 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

(9) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

第20節 林野火災予防計画

第1項 監視体制等の強化

第2項 予防施設等の整備

第3項 林野火災対策用資機材の整備

第4項 消防体制の整備

第5項 防火思想の普及

《 基本方針 》

市及び消防機関は、市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性にかんがみ、積極的に予防対策を推進するものとする。

山地部においても宝満山や天拝山を中心にハイキングコースが整備され、多くのハイカーが訪れている。これらの山地の麓には、数多くの集落や住宅団地等があるとともに、宝満山や天拝山周辺では県立自然公園区域に指定されている。そのため、これらを火災から守るため、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
- (2) 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備、火災の早期発見等の体制を整備する。
- (3) 森林組合等による自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。
- (4) ハイキングコース沿いの防火看板・標識等の整備をおこない、入山者の防火意識の高揚を図る。

《 現況 》

市及び消防機関は、近隣市町と広域火災等の場合を想定して相互消防応援協定を結んでいる。

第 1 項 監視体制等の強化

《 計画目標 》

1. 市

市域における林野火災発生時の監視、連絡通報等の職務にあたるため、森林保全巡視員を配置することを検討し、林野火災の予防を強化する。

(1) 森林保全巡視員の配置

林野火災発生危険区域及び森林面積等必要に応じて、森林保全巡視員を配置し、巡視を行う。

(2) 森林保全巡視員の職務

森林保全巡視員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は次の通りである。

- 1) 林野火災を防止するため入山者等に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第 21 条及び第 22 条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告する等、火気の取り扱いについて適正な指導を行うこと。
- 2) 林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときには、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限に止めるよう適切な措置を講じること。
- 3) 林野火災、その他重大な森林被害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を經由して県知事に報告すること。
- 4) 春期、秋期の火災発生危険期には、重点的に巡視する等火災の未然防止に努めること。
- 5) 防火標識の維持管理に努めること。

(3) 緑化推進事業の展開により、森林の保全を図る。

2. 消防機関

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防止危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、サイレン等消防信号を活用する他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条及び第 22 条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(4) 火入れ等の制限

- 1) 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- 2) 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

3. 国（福岡営林署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

第2項 予防施設等の整備

《 計画目標 》

1. 予防施設等の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

(1) 市

- 1) 防火水槽の増強
- 2) 自然水利用施設の増強
- 3) ヘリポート・補給基地の整備

(2) 国（福岡営林署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

(3) 関係機関（管理者等）

- 1) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- 2) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

第3項 林野火災対策用資機材の整備

《 計画目標 》

1. 資機材の整備と備蓄

消防機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

(2) 消火薬剤等の備蓄

消火薬剤等の備蓄を推進する。

第4項 消防体制の整備

《 計画目標 》

1. 消防体制の整備

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。
また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第5項 防火思想の普及

《 計画目標 》

消防機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

1. 防火思想の普及

(1) 火災予防運動の設定

山火事予防運動実施期間（3月1日～3月7日）を設け、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

(2) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民への予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。

第21節 農林業災害予防計画

- | | |
|-----|------------------|
| 第1項 | 農業施設災害予防計画 |
| 第2項 | 農作物災害予防計画 |
| 第3項 | 林業災害予防計画 |
| 第4項 | 災害予防に関する試験研究の推進 |
| 第5項 | 防災思想の普及及び防災訓練の実施 |
| 第6項 | 防災基盤の整備 |
| 第7項 | 防災営農体制の整備 |

《 基本方針 》

防災機関は暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。

《 現況/課題 》

本市では急速な都市化に伴い農地の改廃や混住化が進み、地域農業・農村の環境が大きく変化しており、農業力は一貫して減少・縮小の基調で推移している。生産額上の主要品目は米・野菜・花き等である。農家についても全体の約9割が第二種兼業農家であり、土地開発、市街地整備等に伴う離農も増加しているなか、筑紫農業青年会（農青会）の活動を通じて、後継者の育成に努めている。

また、林業については農業との兼業である農家林家が約半数を占めており、特用林産物としてタケノコ等が栽培されている。また、林業研究グループによる後継者の育成に努力しているほか、総合的な緑の保全を目的とした緑化推進事業（緑の募金活動）も展開している。

洪水、台風等は、気象予報により事前に予想されるため、直前の防災対策と常時の維持管理により、ある程度被害の軽減に努めることができる。

第1項 農業施設災害予防計画

《 計画目標 》

1. 農業施設災害予防計画

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに、市と住民の相互の協力体制のもと必要に応じ計画を推進する。

- (1) ため池整備計画
 - 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
 - 2) 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
 - 3) 堤体の応急補強と通行規制
 - 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
 - 5) 不用貯水の排除及び事前放流
- (2) 用排水路
 - 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理
 - 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと
 - 3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実に行うこと
- (3) 農道
 - 側溝、暗渠、溜樹、排水管等、排水施設の浚渫、清掃

第2項 農作物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 農作物災害予防計画

- (1) 水稲
 - 1) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。
 - 2) 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。
 - 3) 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。
 - 4) 干ばつ時においては計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。また、作期の分散等により被害の発生を防止する。
 - 5) 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防処置、事後処置を講ずる。
 - 6) 気象情報に即応した予防処置を講ずる。
 - 7) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。
- (2) 果樹
 - 1) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
 - 2) 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
 - 3) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
 - 4) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を

行う。

- (3) そ菜
 - 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
 - 2) 風水害または水害に対する排水溝等の整備を図る。
 - 3) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
 - 4) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- (4) 花き
 - 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
 - 2) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
 - 3) 倒伏防止のための支柱を補強する。
 - 4) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
 - 5) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

2. 家畜災害予防計画

- (1) 施設等の整備
 - 畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。
- (2) 飼料作物
 - 1) 干害に備え、耐干性作物または品種の奨励普及を図る。
 - 2) 飼料の加工、貯蔵の整備を助長し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。
 - 3) 造成草地の浸食防止について防災処置を講じる。

第3項 林業災害予防計画

《 計画目標 》

1. 林業災害予防計画

- (1) 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
- (2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- (3) 緑地の保全
 - 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

第 4 項 災害予防に関する試験研究の推進

《 計画目標 》

1. 災害予防に関する試験研究の推進

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第 5 項 防災思想の普及及び防災訓練の実施

《 計画目標 》

1. 防災思想の普及

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

- (1) 防災知識の普及
農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等を利用して、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努めるものとする。
- (2) 防災訓練の実施
毎年実施する総合的な防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の指導要請を行うものとする。

第 6 項 防災基盤の整備

《 計画目標 》

1. 防災基盤の整備

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

- (1) 農地防災事業
洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。
- (2) 地すべり防止事業
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を推進するものとする。

(3) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第7項 防災営農体制の整備

《 計画目標 》

1. 防災営農体制の整備

市は農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(1) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(2) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

(3) 緑化推進事業の展開により、山林の保全を図る。

第22節 危険物災害予防計画

第1項 危険物災害予防対策

第2項 高圧ガス災害予防対策

第3項 火薬類災害予防対策

第4項 毒物劇物災害予防対策

第5項 輸送対策

《 基本方針 》

消防機関は、危険物（消防法 第2条第7項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防本部及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 消防法に基づく保安監督の強化
- (3) 保安体制の確立及び教育の徹底
- (4) 車両火災の予防
- (5) 危険物施設における自主防災組織の育成

《 現況/課題 》

本市における危険物、高圧ガス施設については、工場等が比較的少なく、特に大規模な危険物を有する事業所はない。令和6年12月31日現在における危険物施設数は162となっている。また、危険物施設で取り扱う危険物の種別を見ると、第4の危険物がそのほとんどとなっている。

危険物施設は、消防法の規制にしたがって監督・自主保安体制がとられているため、消防機関の指導の他、施設の管理者の防災対策に頼らざるを得ない。

また、交通網の拡大により危険物輸送による事故の危険性も拡大することとなる。

《危険物施設概要表》

◆ 危険物施設一覧

危険物施設	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
数量	0	18	11	1	34	0	25	3	92	56	0	14	70	162

(令和6年12月31日)

資料；消防年報 R6

第1項 危険物災害予防対策

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
- (2) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規定の策定及び整備を指導する。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。
- (4) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (5) 基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。

2. 保安意識の高揚

- (1) 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。
- (2) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。
- (3) 危険施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する。

3. 保安指導

- (1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。

4. 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設の管理者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。
- (3) 危険物施設の自主点検の徹底について指導する。

第2項 高圧ガス災害予防対策

《 基本方針 》

高圧ガスは、その取扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、市及び消防関係機関等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令に基づく規制（高圧ガス保安法等）に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を図る。

《 計画目標 》

1. 規制、指導

- (1) 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
- (2) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (3) 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、保安の確保を図る。
- (4) 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、関係機関と緊密に連携して、随時、一斉取締りを行う。

2. 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。
- (3) 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等関係者の危害物災害予防思想の啓発を図る。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

第3項 火薬類災害予防対策

《 基本方針 》

本市における火薬取扱い施設は存在しないが、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等の基準への適合。
- (2) 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等の指導。

2. 保安意識の高揚

- (1) 火薬類取締法の周知徹底。
- (2) 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技師免許取得者等に対する講習会を通じての保安意識の高揚。
- (3) 災害予防週間を通じて、ポスターの配布等による予防思想の啓発。

3. 保安指導

- (1) 火薬類の製造所及び火薬庫等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立入検査の実施。
- (2) 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対する指導と関係法令の周知徹底。
- (3) 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業の指導。

4. 自主保安体制の確立

- (1) 火薬類取扱事業者に対する保安教育と自主検査の徹底。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制の整備。

第4項 毒物劇物災害予防対策

《 基本方針 》

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階においての規制、指導、災害予防対策については、以下のような周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

《 現況/課題 》

本市における毒物劇物取扱所が23箇所（一般19、農業3、特定1）存在する。

《 計画目標 》

1. 規制

- (1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合。
- (2) 営業者等に対し立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備指導。
- (3) 毒劇物の漏出等により住民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置。

2. 保安意識の高揚

- (1) 毒物及び劇物取締法の周知徹底。
- (2) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底。

3. 保安指導

- (1) シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導。
- (2) 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導。

4. 自主保安体制の確立

- (1) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立。
- (2) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導。

第5項 輸送対策

《 計画目標 》

1. 危険物輸送対策

- (1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- (2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。

2. 消火薬剤の緊急輸送対策

- (1) 特殊火災における近接市町村との消防相互応援体制の強化を図る。
- (2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。